

○渋谷英彦委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された議案は、議第1号「令和4年度焼津市一般会計予算案」の1件であります。

議第1号については、本日は、10日及び11日の3日間、審査を行い、15日に議員間討議を開催し、討論、採決を行います。

審査の順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、本日、総務部、行政経営部、生きがい・交流部、教育委員会事務局、防災部の順。

そして、10日は、健康福祉部、市民環境部、子ども未来部となります。

11日は、経済部、建設部、都市政策部の順で審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査をすることに決定しました。

委員の発言順につきましては、当特別委員会の調整会議で決定しました通告一覧表のとおり行います。

なお、同じ項目の質疑通告が複数ありますが、質疑を繰り返すことのないように、御留意願います。

それでは、審査に入ります。

議第1号中、総務部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。これより順次、御発言を願います。

まず、総務部、1番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 おはようございます。

それでは、歳入17款1項2目利子及び配当金ですけれども、昨年の2月定例会でこの基金運用について質疑をさせていただきました。

最終的に歳計現金とか資金運用の面で、静岡県の出納局のほうで、ネット銀行のほうで利率がいいものですから、そういうことで運用益の増額を見込んでの取組を紹介させていただきましたけれども、その後御検討いただいているのかどうか、会計管理者のほうにお尋ねをいたします。お願いします。

○伊藤和広会計管理者 それでは、鈴木委員にお答えいたします。

ネット銀行の運用の検討でございますけれども、その後ですけれども、ネット銀行を活用している県出納局と、それから、近隣市町の状況について、聞き取り調査をさせていただいたところでございます。

県では、運用に当たり、定期預金の金利の見積り合せを実施する際、県内金融機関にネット銀行を含めて見積り依頼をしたということでございました。結果、ネット銀行に預けたということでございます。

また、近隣他市の状況を確認したところ、まだネット銀行は活用していないというこ

とでございました。

ネット銀行の定期預金の金利について調査したところ、市中の金融機関の定期預金の金利と比較しても、低金利が続いている現状においては、それほど大きな差はないということでございます。

今後、金融情勢を見ながら、基金の運用を図りたいと考えておりました、ネット銀行の活用も引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

あんまり比較しても変わりなかったですか。そうですか。具体的にちょっと数字を教えてくださいと思いますが、時事通信社の記事によりますと、県の出納局のほうで、資金運用で預け入れをしていた市中銀行とあとネット銀行を比較すると、歳計現金ですと、30倍から40倍ぐらい利回りが違うよと。基金運用のほうでは10から15倍ぐらい、やっぱり利回りが違うという、そういう記事が出ていたんですけども、実際のところどうだったか、ちょっとお願いいたします。

○伊藤和広会計管理者 私どもの調査した結果でございますが、ネット銀行のほうは、現在の金利でいきますと、0.01から0.17%ということでございます。市内の金融機関の当方で預け入れした時点では、0.205ということでございますので、ただ、これについては多少下がっているかもしれませんが、その後、低金利が続いているものですから、最新でいくと、ネット銀行のほうもかなり金利が下がっているというような状況だと思います。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。0.205というのは結構いいですよ。分かりました。ありがとうございます。

もう一点ですけれども、前回その資金運用の面で、この大口定期と、それから債券、国債とかね、債権を取り扱ってやっているのが9基金ぐらいあるよということでお話、伺ったんですけども、例えばその債権の中で、市で購入できる債権というのは、国債のほかにどういったものがありますか。

○伊藤和広会計管理者 国債のほかに、地方債、それから電力債等の企業債、そういったものは購入できるということで、方針で決めてございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

その地方債の中には、例えば地方道路公社ですとか、地方住宅供給公社とか、土地開発公社みたいなものがありますけれども、焼津市の場合は、今の地方道路公社とか、地方住宅供給公社とか、土地開発公社という、そういった地方債も購入できるような枠組みになっていますか。

○伊藤和広会計管理者 購入はできます。試しに申し込んだこともありますけれども、非常に人気が高くて、抽せん漏れというようなことを経験してございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

じゃ、現状、この9基金の中で債券で運用しているというのは国債だけになりますか。

○伊藤和広会計管理者 一部電力債と、それからJICAの債券を運用してございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

いずれにいたしましても、大変金利が非常に厳しい状況の中で、いかに有利な資金運用をしていく中で収益を上げていくかというの、やっぱり常日頃からアンテナを高くしていただいて、有利にまた運用していただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、青島悦世委員。

○青島悦世委員 私からは、歳出2款1項1目、臨時職員給与費、これに関して、産休代替、育休代替、一時的に集中する業務等に対応するため任用するということですが、それぞれ、何人を予定しているか。

特に私からは、全体もそうですけれども、産休、育休の人数等をどのぐらいに見込んでの形か、お聞きいたします。

○萩原雅頭人事課長 それでは、青島委員にお答えいたします。

まず、産休代替、育休代替として10人、そして、障害者雇用で21人、そして一時的に集中する業務で19人を見込んでおります。

以上でございます。

○青島悦世委員 産休、育休の形なんですけれども、産休、育休とかというと、女性職員を対象に考えることが多かろうと思うんですけれども、男性職員についても、そういった予定の中に入っているでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 予算で確保した10人分は、これから育休等を取得する職員を想定しておりまして、これまでの実績を踏まえて、男性と女性の分けなく確保しております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 私のほうからは、歳出2款1項1目、契約管理事務費、797万1,000円についてお伺いします。

建設工事、委託、それから、役務及び物品に関する業者登録管理・入札契約事務経費、その中で、システム機器の賃借料、それから保守点検委託料、このおのおの幾らになっているのか。

それから、電子入札システム、この共同利用者とはどういうことなのか。それから、その負担金は幾らなんですか。

会計年度職員の人件費とありますが、それは幾らですか。

昨年度の470万円に対し、今年度は約1.7倍、その根拠についてお伺いいたします。

○原川義之契約検査課長 杉田委員にお答えいたします。

システム機器賃借料、保守点検委託料は、おのおの幾らかについてでございますが、契約管理システム機器賃借料は309万9,000円、同システム保守料は91万1,000円でございます。

電子入札システム共同利用者とは、その負担金は幾らかについてでございますが、電子入札システム共同利用者とは、静岡県内の自治体が共同で運営する静岡県共同利用電子入札システムを利用するものを言います。焼津市も平成21年度から利用しております。

負担金は248万1,000円で、毎年、参加団体の人口比やシステムを利用した案件の契約件数等で案分計算し、決定されております。

会計年度任用職員人件費は、についてでございますが、人件費の合計は114万3,000円

で、事務補助、パートタイム任用職員1人の採用を予定しております。

昨年度、470万円に対して、今年度の1.7倍の根拠についてでございますが、リースアップに伴う契約管理システム機器の更新と会計年度任用職員人件費の予算科目の変更が主な増額要因でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 大体分かりました。

その中で、入札のいろんな委託、役務に対するいろんな入札契約があるというんですけど、その入札がかなり増えていくというような、何かものというのは、来年度は予想されているのでしょうか。

○原川義之契約検査課長 入札の件数に関しては、予算の措置に左右されるところが大きいと思います。

あと、会計年度任用職員につきましては、入札参加資格登録というものは、毎年多数の件数があるものですから、その補助と契約事務の補助というものを考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、青島委員。

○青島悦世委員 歳出2款1項6目、公用車保険費です。

公営企業分を除く自賠責保険料、任意保険料、この中で、台数、車種の内訳が分かりましたら、教えてください。

○伊藤和広会計管理者 公用車の保険費、それから、任意保険料の台数ですけれども、公用車の保険料は184台でございます。

内訳でございますけれども、軽貨物、箱バンと軽トラでございますけれども、95台、軽乗用車が11台、マイクロバスが1台、小型貨物、トラック、バン等でございますが、13台、小型乗用が8台、消防団防災関係の車両が32台、じんかい車両が8台、特殊車両、これは水防車になりますが、1台、普通貨物、不燃物の収集車やスポーツ課のトラックになりますが、7台、普通乗用が6台、原付2台でございます。

以上、184台になります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、青島委員。

○青島悦世委員 歳出2款1項6目の庁用自動車維持管理費です。

公用自動車のうち、出納室で集中管理している車両、公用車の保険費と同じ内容でしょうか。伺います。

○伊藤和広会計管理者 先ほど申し上げた184台の中に、出納室の集中管理車両52台を含んでおるものでございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番、村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、お願いします。

2款1項6目、庁用自動車購入費でございます。

新年度購入しようとする購入車両は、SDGsを視野に入れた検討を行ったのかどうか伺います。

○伊藤和広会計管理者 車両の購入に当たりましては、SDGsを既に視野に入れまして、

環境に配慮した車両の購入を行っているところでございます。

来年度も同じ趣旨でございます。

例えば、省エネ法に基づく燃費基準を早期達成して、国土交通省が定める低排出ガス車認定実施要領に基づく認定を受けた、低燃費かつ低排出ガス認定車の購入に努めているところでございます。

以上です。

○村松幸昌委員 了解しました。

特に市役所は、地球温暖化防止実行計画推進事業、いわゆるエコアクション21もやっていますので、継続してお願いしたいと思えます。

了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、引き続き、7番、村松委員。

○村松幸昌委員 2款1項6目、アトレ庁舎改修事業費です。

説明ですと、多目的スペースを予定するということですが、その面積が、今分かれば教えていただきたいと思えます。

○油井光晴管財課長 村松委員の御質疑に御答弁させていただきます。

アトレ庁舎2階に設けます多目的スペースの面積でございますが、展示スペースとしまして、約270平米、会議スペースとしまして、約230平米、通路部分の約80平米を合わせますと、全部で約580平米となる予定でございます。

それぞれのスペースは間仕切りで仕切られておりますので、間仕切りを収納しますと、約580平米全てが一体的に展示スペースなどとして利用できるようになります。

以上でございます。

○村松幸昌委員 了解しました。

確認させてください。

ということは、今隣にあります市民ギャラリーの代替スペースというふうに考えるんですけれども、市民ギャラリーの面積よりも増えるという考え方ですか。

○油井光晴管財課長 お答えいたします。

面積の設定の根拠でございますけれども、御指摘のとおり、ふれあいギャラリーの代替機能となりますので、現在のふれあいギャラリーの展示スペースの面積が243平米でございます。これを目安に同等以上の面積を確保するよう設定したものでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番、深田ゆり子委員。

○深田ゆり子委員 同事業費では、今、村松委員の多目的スペースの質疑と答弁がございました。

私は、債務負担行為と併せて伺います。

①事業費の内訳、②2階の改修事業の内容と引っ越しする時期を伺います。

2つ目に債務負担行為のほうです。2億370万円。

①事業費の内訳、②1階の改修事業の内容と引っ越しの時期を伺います。

○油井光晴管財課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、事業費の内訳でございますけれども、現年度分としましては、工事監理業務、

引っ越し業務、電話機の設置業務、機械警備の設置業務などの委託料を合わせまして、約850万円と、2階の改修工事と、立体駐車場がございますが、その解体工事など、工事費が約1億6,340万円でございます。

次に、2階の改修事業の内容と引っ越し時期についてでございます。

改修事業の内容としましては、現在1階に配置されておりますこども相談センター、適応指導教室、大井川庁舎1階の青少年教育相談センターを移動し、配置するため、執務スペース、相談室、健診スペース、倉庫などを装備しまして、併せて展示機能などを持つ多目的スペースを新たに配置します。また、トイレの洋式化工事を行う計画であります。

引っ越しの時期につきましては、2階部分の改修工事が令和5年の1月には完了する予定でございますので、年度内の引っ越しを予定してございます。

次に、債務負担行為の事業費の内訳についてでございます。

2階への引っ越しが完了後、引き続き、令和5年度にかけて、1階部分の改修工事をいたしますが、その工事請負費2億円と工事監理業務の委託料として370万円でございます。

次に、1階の改修事業の内容と引っ越し時期についてでございますが、改修事業の内容としましては、保健センターの機能を移転し、配置するため、執務スペース、集検ホール、検診室、相談室などを整備しまして、併せてトイレの洋式化工事も行います。

引っ越し時期につきましては、1階部分の改修工事が令和5年の8月頃完了する予定でございますので、その後の9月頃の引っ越しを予定してございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

それで、トイレの洋式化を工事と併せてしていただくということで本当にありがたいと思います。

先ほどの多目的スペースのお話がありましたけれども、これ、全部壁で、あとドアで仕切るといふお話は以前にお聞きしましたけれども、そうすると、フリースペースという、子どもたちが勉強する、自由に使えるということはあるのでしょうか。

それから、1階の保健センターの機能を移動するということですが、畳を配置する部屋というのはありますか。

2点お聞きします。

○油井光晴管財課長 お答えします。

フリースペースにつきましては、特に現在、設ける予定はございません。

2階の多目的スペースを設置する場所につきましては、職員が常時、見ることができないということで、ここの所管となります生きがい・交流部と調整しまして、そのような調整になったということでございます。

それから、畳の部屋というのは現在予定がございません。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 公民館の3階にありますフリースペースも、やはり子どもたちが学習の場として大変活用されて、足りないときもあります。ぜひ2階のフリースペースが望まれますので、求められますので、ぜひまた、今回検討できるかどうか、再検討できる

かどうかなんかお願いしたいと思っております。

それから、保健センターの機能の移動で、畳の部屋はないということなんですが、現在の保健センターの畳の部屋というのはすごく貴重でして、3か月、4か月健診、そして、10か月健診、健康診査、赤ちゃんの、で、6か月から7か月の相談とか、3か月から5か月の子育て教室とか、小さい、まだ歩かない年代の赤ちゃんたちの相談や健診が行われて、そういうときには畳があるものですから、その畳の部屋がないとすれば、畳を1畳ずつ売っていますよね。そういうものもぜひ活かしていただきたい。

今のお母さんたち、若い世代のお部屋というのは、畳の部屋がなかなかないということで、畳のよさもちょっと分からないと思っておりますので、そういうところも教えていただけるんじゃないかなと思っております。焼津市もイグサを作っているという、そういう田尻のところでもあるということも聞きますので、ぜひまた御検討いただきたいと思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、鈴木浩己委員。

○鈴木浩己副委員長 それでは、歳出2款1項8目、公会堂等建設補助金について伺います。

予算に関する説明資料ですと、上小杉下ノ島公会堂外壁塗装であるとか、大村公会堂外壁塗装、あと緊急修繕というふうに内訳として書いてありますけれども、様々その建て替えであるとか、修繕とか増築だとか、様々補助率なんかにも差があるかなというふうに思っておりますので、補助率ですとか上限の補助額をお伺いいたします、それぞれのね。

それから、2点目は、かなりやっぱり老朽化が目立ってきている集会場とか公会堂が多いんですけれども、申請をすれば、すぐ採択していただいて、次の年度にやっていたのかどうか、伺います。

3点目は、うちの18自治会なんかもそうなんですけれども、6か所、地元で所有している集会所とか公会堂がありますけれども、昭和56年以前の集会場というのが、6個のうち4つあります。いずれも耐震補強工事というのは未実施のところなんですけれども、市内の全体の棟数で、あと工事済みになっている棟数とか、未実施の棟数であるとか、そのうち木造はどうかというの、もし把握されていればお教えください。

4点目は、この耐震補強工事に踏み切った場合の補助ですけれども、恐らく公会堂建設補助金の中にも、こういう改修とか修繕とかの中に耐震補強工事も含まれるのかなというふうに思いますが、ほかの制度と併せて、こういったものも使えるのかどうか、お教えいただきたいと思っております。

○増井太郎総務課長 鈴木委員の御質疑に御答弁させていただきます。

まず、補助率と上限額についてでございますけれども、委員御指摘のとおり工事の内容によって異なっております。

新築、建て替え等の場合は、工事費か、または延床面積に補助単価、12万7,100円となりますけれども、それに10分の2.5を乗じて得た額に利用区域世帯数に1,000円を乗じて得た額を加算して算出した額のいずれか少ない額で、800万円が限度となります。

増築の場合は工事費の2分の1以内、修繕または改修の場合は工事費の10分の2.5以内で200万円が限度となります。

空調設備工事の場合は、工事費の10分の2以内で50万円、排水設備工事の場合は、工事費の2分の1以内で100万円が限度などとなっております。

次に、補助採択についての御質疑ですけれども、新築、建て替えにつきましては、補助額が多額となるため、県や市町村振興協会の補助制度を利用しております。このため、これまでの実績では、1年度1件程度となっております。

また、増築や修繕等につきましても、予算に限りがあるため、希望される場合は、早めに御相談をいただくようお願いをしております。それによりまして、実施年度等の調整をさせていただいているという状況でございます。

次に、耐震工事の実施、未実施の棟数という御質疑でございますけれども、地元所有の公会堂、集会場等につきましては、138棟ございます。

そのうち、昭和56年以前の建築の棟数は56棟、そのうち木造は44棟となっております。しかし、耐震工事実施、未実施の棟数については、把握をしております。

続きまして、他の補助制度との併用という御質疑でございますけれども、公会堂等の耐震工事については、「TOUKAI-0」の補助対象とはならないため、先ほど御答弁を申し上げました、修繕工事等の補助を御利用いただく形となっております。

以上となります。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

ということは、確認ですけれども、新規の建て替え、いろいろありましたけれども、条件が、上限で800万円が限度と、それから、増築については、工事費2分の1で、200万円が限度、修繕、または改良の場合というのは、工事費の10分の2.5以内で200万円ということなんですけれども、これが要するに耐震補強工事を行ったときの修繕または改良の場合という200万円が耐震補強工事の場合の補助額になりますか。

○増井太郎総務課長 増築、改築等の場合には、耐震工事だけにあれしたわけではないんですけれども、その耐震工事もこの改修等に含まれておりまして、やはり200万円が限度という形となります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

例えば、こういった木造の建物ですとか、ものを耐震補強工事に踏み切る場合というのは、住宅ですと、わが家の専門家診断ですとか、そういったもので、まず診断をします。診断をしたら、今度は補強計画を策定すると。

それで、大体どこをどういうふう強化していくかというのが決まった次の段階で、補強工事に入っていくわけなんですけれども、そういった3段階、プロセスを経てやっていきますけれども、この場合のもしプロジェクト「TOUKAI-0」とかの制度を借りた場合に、工事費の補助は使えませんけれども、こういった耐震診断とか補強計画の策定とかは、こちらの「TOUKAI-0」のほうの制度って使えるものですかね。ちょっと伺います。

○増井太郎総務課長 ただいまの御質疑について御答弁させていただきます。

「TOUKAI-0」のほうの補助金の要綱のほうで実施をしておりますけれども、その中に、これももともとは住宅の耐震とかということが中心になっておるんですけれども、そのメニューの1つとしまして、木造住宅以外の建築物の耐震診断費用を補助しま

すという形で、木造住宅以外の建築物、住宅でなくても、耐震診断費用を補助するという形になっております。

補助率でございますけれども、延べ床面積が1,000平方メートル以内の場合は、それに3,670円を掛けて、その3分の2と、それと実際にかかる費用との少ないほうを取るといような形での補助となっております。

ここで耐震診断をしていただいて、その後、計画、工事になるんですけれども、診断までは補助がありますけれども、その後の計画、工事については、この「TOUKAI-0」では対象となっていないというような実情でございます。

また、老朽化に関しては、耐震工事を選択される場合と、新築とかということで建て替えですね、そういった形を選択されることも多いかというようには感じております。

以上となります。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

先ほどの市内の地元所有の公会堂、集会場138棟中、昭和56年以前の建築が56棟で、木造が44棟というお話がありました。

ですが、実際、役所のほうでは耐震工事をやったところ、やらないところの棟数は把握されていないということでありますけれども、こういった公会堂、集会場は、やっぱりかけがえのない、地域コミュニティの活動の拠点なんですよ。

ですので、なかなか平家の集会場とか公会堂が多くて、あんまり倒れないのかなというふうに思いますけれども、でも、結構掃き出し窓でだーっと覆われている、そういうやっぱり建物が多いものですから、突発的な急な揺れだとやっぱり持たないところが非常に多いのかなというふうに思います。

ですので、ぜひとも耐震補強工事を実施済みのところ、未実施のところ、あるいは、未実施のところは耐震診断まで市のほうで責任を持ってやってあげたらどうなのかなというふうに思うんですけれども、そういう考え方はあるか、どうかちょっと聞かせてください。

○増井太郎総務課長 まず、未実施か実施しているかの状況の把握ですけれども、地元の公会堂だものですから、私たちもこれを把握するのに毎年状況をお伺いしています。

その中で、今、委員おっしゃられた耐震診断を実施済みとか、あと耐震工事を実施したかどうかということも併せてお聞きして、把握するように努めたいと思っております。

また、計画等の補助のほうをこれから上乘せするかというのは、ちょっと今この場ではあれなんですけれども、これまでも自治会長さんを通じて、こういった補助制度がございますということでは周知をさせていただいております。

どうしても費用がかかるものですから、また、地元の積立てとか、そういった関係もあるかと思っておりますけれども、そういった中でこういう形のを周知して、もしお考えのあるところでしたら、そういうのを利用させていただいて、耐震診断で、そこで耐震が足りなければ、また工事という形になると思うんですけれども、まずは耐震診断等をやっていただくような、また周知ということをしていきたいと思っております。

以上となります。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私のほうからは歳出2款1項8目、つつじ平自治会地区振興基金事業補

助金についての質疑をさせていただきます。

ここの基金取崩しに関しての使途の明細、これ、今期のことを言うんじゃないくて、全体的にどんなものを使ったのかなというところですね、今まで。

それと、基金残高から、今後何年ぐらい、これを続けられる、こういう形を続けられるんでしょうかということについてお聞きします。

○増井太郎総務課長 杉崎委員の御質疑に御答弁させていただきます。

このつつじ平の自治会地区振興整備基金事業補助金の使途についてでございますけれども、同自治会が地区の住民の連携強化及び地域振興のために行う事業で使うということになっております。

それで、その中身ですけれども、例えば自治会館の大会議室のエアコンとかパソコンなどの更新、それをふるさとづくり事業として挙げております。

2つ目として、夏祭りやグラウンドゴルフ大会など、地域イベントを開催するという事業に使用する。

それと、3つ目に、防災用資機材や食糧備蓄の効果を図るなどに利用する、安心・安全な地域づくり事業に使用するということになっております。

また、この本事業基金でございますけれども、大井川町時代に当地区の流域下水処理場の修繕、改修に充てるため、下水使用料の一部を基金として積み立てていたものを、合併協議によりまして、当地区の地域振興を目的とする基金にしたものということになっております。

ですので、毎年度、つつじ平自治会から、事業計画に基づき取崩しをしていると、地元から上がってきたものに基づいて取崩しをしているというような状況になりますので、基金の存続期間については、ちょっとお答えすることができないというような状況です。

以上です。

○杉崎辰行委員 有限資源ですので、お答えはちょっとしにくいかもしれないんですが、非常に特異なケースなんですよ、これ。

このような感じで、ほかの自治会でも、これと似たような基金を市が管理しているというものはございますか。

○増井太郎総務課長 ほかの自治会では、それぞれの自治会で基金等、積立てというのですか、積立てをしてもらっているという形ですので、ここのつつじ平の基金につきましては、先ほど言った経過があつてのものでありますので、それを市でやっていると、その使途についても、地元に基づいてということになってきます。

ですので、すみません、それ以上の、ほかの自治会での基金を預かっているというような事例はございません。

以上です。

○杉崎辰行委員 市の方も大変これ、責任が重い管理だと思うんですけど、今後の話ですけれども、今、自治会自体の存続についても非常に危ぶまれている地区もございます。

そんな意味から、自分たちが持っている、こういう基金とか公会堂建設資金というか、そういうのに関する、名目はともかく、自分たちの自治会で持っている基金、管理が大変だもんで、市で預かっていただけないかと、市で管理して、このつつじ平と同じような方式でやってもらえないかという話があつた場合、場合のことは答えにくいでしょう

けど、そういうことも今後検討していかなきゃいけないと思うんですが、いかがですかね。

○増井太郎総務課長 ただいまの御質疑についてお答えします。

考えますに、もともとはやはり自治会組織でお金を積み立てて、それこそ組費だとか、そういったものを積み立てて、皆さんの将来に備えてされているかと思います。

その積立てにあつては、それこそそれぞれの組織で総会とか、そういうものを開いて、幾ら積み立てていくとかというのを決めた上でやっていくと。ですので、本当に管理というのは、それこそ監査ですとか、その役員さん、大変ですけれども、その中で運用とかを考える中で、使途も明確にして、取り崩すとかという形で、とか、積み立てていくということになるものですから、そこはやはり市が介入するということではなくて、地元のほうで適切に管理をしていただいて、その使途についても、それぞれの自治会様のほうで御相談をいただいた上でお使いいただくというのが、それが姿なのかなというふうには感じております。

以上です。

○杉崎辰行委員 私も実はそう思ひましてね、余分な自治会とか、そういうもの、余分とっちゃ失礼ですが、自治会という独立組織のものを市で管理していくということ自体が、もう逆行しているものだと思うんですよ。もう、どっちかといったら、自治運営は住民に任せていきたいという、そういう考えでいますけれども。

ただ、ちょっと気になるのは、先ほど空調の問題とか耐震とかって話が出てきたんですが、それはこの場合は、この基金がその対象のお金になっていると。

先ほど鈴木委員のほうからお話がありました補助金の問題ね。何かここ微妙に絡んでくるのかなと思うんですけど、あんたのところ、お金あるから、そのお金でやってよという考えじゃないんですよね。この基金を使ってよという。

例えばここで補助金として、こういうものを使いたいって言ったら、それは同じ土俵の上で考えてくれるということなんですね、つつじ平に限ってですけど。

○増井太郎総務課長 これも先ほどの自治会さんの、言わば自治会さんが積み立てているものという考え方になるものですから、そういった意味では、補助はまた違う制度での補助となってきます。

ですので、お金があるから自己資金分はここから出していただくことにはなると思うんですけれども、補助は一切ないんですけど、もし出れば、それはそれで補助としてという形で別の補助という形になりますので、そこでは補助をするというような形での事務手続になるかというふうに考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳出の2款1項11目、特定研修費についてお伺いします。

228万4,000円。説明の中で、法制執務、ファシリテーション研修等専門研修、あるいは自己啓発のためとのことでしたが、この研修というのは主にどのような場面、庁内、あるいは庁外、いろんなところだと思うんですけど、どのようなところに活かされているでしょうか。

○萩原雅顕人事課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

法制執務研修につきましては、行政法や条例規則等の意義や捉え方を学ぶため、業務全般に活かされていると考えております。

また、ファシリテーションは、会議やグループワークの進行の技術を学ぶものですが、そういったグループワークの振興のほか、傾聴や対話などのスキルアップにもつながるため、窓口対応などの業務においても活かされていると考えております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 私もいろんなところで、ファシリテーターなんかスムーズにやってもらっているなというのは感じてはいますが、これの評価だとかその効果、どんなふうに確認されているのでしょうか。

○萩原雅顕人事課長 評価についてでございますけれども、今現在、研修後に、研修で印象に残ったことなどのアンケートを行い、振り返りということを行っております。

その後の効果測定というものは現在しておりませんが、今後、研修後3か月後をめどに、受講者に対してアンケートを実施し、研修の効果を確認するとともに、次年度の研修計画の資料として活用していきたいと現在考えております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ぜひ続けてやっていただきたいんですけど、この研修を受けた方は全員がちゃんとそういう、いろんな庁外であったり、あるいは庁内であったり、ここで活躍したとか、そういうものについての履歴、履歴というか、そういうものはちゃんと記録はされているということでしょうか。

○萩原雅顕人事課長 受講をした職員がどういったところで活躍、活用しているかというところまでの把握というのは現在行っておりません。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 さっきの評価の問題も含めますけど、受講した人がこういうところでこういうふうにやったよということをぜひ記録に残していただくようお願いをして、終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、内田委員。

○内田修司委員 私から、2款1項11目人事管理費の中の国外派遣研修費です。

この目的と内容についてお伺いいたします。

○萩原雅顕人事課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

国外派遣研修につきましては、市が直面する課題について、外国における行政制度及び行政運営の実態などを調査、研究することにより、市行政の効率的、効果的な運営に資することを目的にしている研修であります。

現在のところ、来年度の案件はございませんが、ワクチン接種や飲み薬による新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた予算措置でございまして、国の方針や各国の状況を踏まえた上で、庁内で要望が上がり次第、事務のほうを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○内田修司委員 具体的なものはまだないということですけど、そうだとすると、この金額の決め方等についてはどのようにお考えですか。

○萩原雅顕人事課長 この研修費につきましては、静岡県市町村振興協会が市町の地域づ

くり事業の取組として、10分の10の助成率で助成する事業の対象項目の1つでございます。

本市への助成限度額を他部署で所管する対象事業と配分して、本年度70万円という金額が決定したという経緯がございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 今、御説明を聞いたもので、内容は分かりましたけど、予算の決め方のところで、10分の10になって、ほかのところを使うのと案分をして、ここでその分、ここでも70万円予算を取ってあって、何だか予算の決め方がおかしくないですかという疑問が湧くんですけど、本来予算は、目的があって、今まだ決まっていないということだけど、中身は分かるんですけど、こういった。

そうすると、その該当するところがこんなところがあるものだから、それで、そこに行くとなると、何人で出かけるから、これぐらいの費用がかかるよと。なかなか予算、こんなにたくさん項目を決めるのは大変だと思うんですよ。

大変だけれども、それだけにこういう新たなものとか、目的がない、目的がないというか、現在予定がないものを決めるときには、もっと慎重であってほしいなど、今、答えを聞いて、そう思いましたけれども、いかがですかね。

○萩原雅顕人事課長 委員のおっしゃるとおりだと思っておりますけれども、この国外派遣研修につきましては、以前から予算計上というのはさせていただいておりました。

本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、まず海外の研修が見込めないということを踏みまして、令和3年度の予算要求というものはしてございません。一応そういったことは考慮しているつもりでございます。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 失礼なことを聞いて、すみませんでした。

ぜひこのグローバル化と言われているときだものですから、世界で、よその市町と非常に交流を持っている都市って、たくさんありますよね。

先ほどワクチンのこともそうなんですが、そういったことで外国のそういうところとの交流を持つ、交流じゃない、研修に出かけるということ、また、向こうから来る方を迎えるということ、これに関してはね、積極的に私はやっていただきたいなど。

そうすると、顔がつながる、ひいて言えば、出かけなくても電話一本で相手の様子が見ええるという、そういう状況まで出来上がりますので、ぜひ積極的にこれはトライしていただきたいと思います。ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、14番、鈴木委員。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

大体、お二人から聞いていただいたもので、ほぼないんですが、もし仮に、この海外の研修で70万円の予算ですけども、60万円で上がったよといった場合に10万円余りますが、その余ったものというのは、さっきの静岡県市町村振興協会でしたっけ、そちらのほうに返金されるのか、それとも、同じ目の中で、ほかの研修費のほうにも流用できるのか、ちょっと教えてください。

○萩原雅顕人事課長 市町村振興協会の助成金につきましては、実績に基づきまして助成

をいただくことになっております。

ですので、ちょっとほかの研修のほうへの流用というものはできませんので、支出した分は、協会のほうから、歳入として、その分が市のほうへ助成されるというような、そういうような仕組みになってございます。

以上でございます。

○鈴木浩己副委員長 ありがとうございます。

それと、あとコロナ禍になる以前に、この海外研修を利用して、職員が派遣された実績みたいなもの、もし分かる範囲で結構ですけれども、例えば、何年度にはどこそこのどういう事業を研修したよというのが分かればお教えてください。

○萩原雅頭人事課長 令和元年度にモンゴルへ青少年スポーツ活動の調査に行っております。

ほかには、平成27年にラウンドアバウトの現地調査、そういったものに、調査をして、こちらの市の事業のほうに活かしているということでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、15番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、私のほうからは、2款1項18目、新庁舎建設事業費でございます。

現在、立体駐車場、それから北側の整備、そして、南側玄関等、それも含めて、これで終了というようなお話を伺いました。

実際のところ、当初、予算、四、五年前ですか、八十数億円という形で終わるものがだんだん増えていってというような話もありました。

正直、この本年度のこの予算で、最終、全額で幾らの着地で、この新庁舎は終わるのか、そして、逆に言うと、この1年間でまた別な追加の工事とか出る予想とか、そういったことはないでしょうね、追加予算になることはないでしょうねという多少の疑問もありましたものですから、お聞きいたします。

○油井光晴管財課長 岡田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

初めに、新庁舎建設事業の総事業費でございますけれども、本年度の執行見込額と来年度予算まで含めまして、建設に関わる総事業費としまして、約98億5,000万円、関連事業費としまして、用地買収費、これは完了しておりますが、約4億円、それから備品、引っ越しなどの関連費用、これは今年度も執行中でございますけれども、引っ越しなどは全て終わっておりますが、約3億2,000万円程度となる見込みでございます。

それから、追加予算についてでございますけれども、工事費につきましては、現在予定はございませんが、現在、地下旧庁舎の取壊しをしております、今現在、基礎の解体へ入ってございます。そこで予期せぬ何かが発生しますと、またそれはそういう予算の追加の可能性はあると考えてございます。

以上でございます。

○岡田光正委員 多分これ、工事に入る前に、地下の状況、こういったものを考えていて、多分余分に出るんじゃないかなというような予想があるものですからね、ぜひその辺はうまくやっていっていただいて、きちっとした、いわゆる建設の予算、それと、それ以降のものというのは分けた形で計上していかないと、何かおかしいものになりますので、

ぜひともよろしくお願ひいたします。

○渋谷英彦委員長 では、次、16番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同僚議員の岡田委員の、上段の質疑は、新庁舎建設事業費は同じですが、事業費の内訳と、2、立体駐車場、北側駐車場、南側玄関の整備内容と完成時期、そして3つ目に、新庁舎に対する改善や要望など、市民からどのように伺っているかどうか、あるかどうかもお聞きします。

あわせて、債務負担行為、新庁舎建設事業（完成関連業務）として、495万円が計上されておりますが、この内容を伺います。

○油井光晴管財課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

初めに、事業費の内訳でございますけれども、主なものとしましては、委託料としまして、工事監理業務委託が最終年度になりますが、4,190万1,000円。工事請負費としまして、同じく最終年度となりますが、13億4,348万5,000円。これには現在行っております旧庁舎の解体費用、立体駐車場及び連絡通路の建築費用、外構工事など全てが含まれてございます。

このほか、工場の製品検査に関わる旅費や、役務費としまして、立体駐車場や連絡通路の設計変更があった場合に必要となる構造計算の適合性判定の変更に係る手数料などがございます。

次に、立体駐車場などの整備内容と完成時期でございます。

立体駐車場は4階建てで、3階と新庁舎2階フロアが連絡通路によりつながるようになります。完成時期は12月頃の予定でございます。

庁舎北側には平面駐車場、芝生広場と駐輪場を整備いたします。平面駐車場と芝生広場は一体的にイベントなどに利用できるよう、できる限り段差や障害物がないよう配慮して施工する計画でございます。完成の時期は、令和5年の3月の予定であります。

南正面玄関につきましては、エントランスをインターロッキングにより整備いたします。供用開始の時期は、立体駐車場と同時期の12月から来年1月頃となる見込みでございます。

次に、新庁舎に対する改善や要望についてでございます。

駐車場や出入口が分かりづらいなどの御意見を伺ってございます。駐車場につきましては、立体駐車場完成までは、庁舎の北側がメインの駐車場となりますが、庁舎の南側道路を通ってくる方が多いために、焼津広幡線上に案内看板を設置、庁舎南側の駐車場の誘導員を1名から2名へ変更するなど対応しているところでございます。

庁舎の出入口につきましては、南側におきまして、メインとなる南玄関がまだ使えませんので、南西の通用口1か所のみとなっております。分かりづらいという声をいただいているため、目立つよう、のぼり旗を設置したり、誘導のサイン表示をするなどの対応をしております。

また、庁舎内においても、旧庁舎より広がったため、迷う方もいらっしゃるため、1階の南西の通用口と北玄関を入ったところに案内係を配置しまして、積極的に声かけを行うようにしており、また、サイン表示を増やしたりして対応しているところでございます。今後もサイン表示を追加するなどの改善をまいります。

次に、債務負担行為の新庁舎建設事業（完成関連業務）の内容についてでございますが、

令和5年3月に全ての工事が完了しまして、新・本庁舎全体が完成することを記念しまして、令和5年度の早い時期に、式典及び北側駐車場と芝生広場を利用した初めてのイベントを開催することを計画しております、その費用でございます。

以上、御答弁とさせていただきます。

○深田ゆり子委員 ありがとうございます。

芝生広場、北側駐車場ですけれども、芝生広場と駐輪場を設置するということですが、現在も駐輪場、こちらの西側の駐輪場は屋根がないものですから、雨が降ると、もうみんなぬれちゃうんですけれども、この新たに造る駐輪場には屋根はちゃんとつけていただけでしょうか。

それから、いろいろ御意見が、御要望が寄せられて、その都度対応していただき、改善に努めていただいております。

1つは、私どもが寄せられているのは、南側の左側の今の入り口のところが、階段を上るところが鉄の手すりだものですから、すごく冬は冷たい、夏は熱い、それをちょっと検討していただきたいというのはあります。

それから、エスカレーターが通常の普通のエスカレーターよりも長いので、そういう、高齢者とか大変じゃないかなと思いますが、それについての何か、別に苦情とか、何か配慮することはありませんでしょうか。

それから、北側の現在の駐車場は、今は少し明るくなってきたんですけれども、冬になると、もう真っ暗になっちゃうんですよね、5時過ぎに。今度整備するときに、街灯とかも、整備がちゃんと、設置をしていただけますでしょうか。

それから、現在、全てにこういうアクリル板のパーティションがあって、今もマスクで窓口で対応する、今もそうですけれども、聞こえづらいというのがあって、今回はこういうマイクがあるからいいんですけれども、どの階の窓口でもやっぱり聞きづらいということがありますので、ぜひ個別のマイクとスピーカーというのが、今それに対応できるような技術もできて、その機械も売っておりますので、そういうこともぜひ対応をお願いします。

それから、最後に完成関連業務というのが、イベントをやるということなんですけど、これに495万円も支出するところがあるところね、イベントをやる、こんなにお金がかかるのかなって、その内訳をお聞きしたいと思います。

○油井光晴管財課長 答えいたします。

まず、北側の駐輪場でございますけれども、場所は、海側に駐輪場を設けます。こちらは屋根のほうはちゃんと完備する予定でございます。

それから、南西の通用口でございますけれども、そここのところ、手すりが、位置がちょっと低いというのは感じております。

それから、お年寄りが階段を、高さは10センチ程度しかないんですけれども、やっぱりちょっとつまずくということがあるものですから、真ん中に現在、手すりを新たに追加するように検討してございます。それを持っていただいて、ゆっくり上がっていただければ、そういったことはなくなるかなと考えてございます。

それから、エスカレーターにつきましては、1階と2階をつなぐエスカレーターでございますけれども、1階と2階の間に免震層が入っております、どうしても長さが長

くなっているということで、不安な方には、エレベーターが近くにありますので、そちらを利用して下さいというような案内をしてございます。

北側の駐車場の街灯につきましては、現在街灯がありませんので、今度外構を整備する中で設置をまいります。

それから、イベントの費用の内容でございますけれども、現在考えているものは、北側のところにステージを造りまして、そこで出し物みたいなものをやりたいなど。それから、テントも張らなきゃいけませんし、休憩場を造りますので、テントを張りたい。音響やスタッフの動員と、そういったものがかかりまして、今の見積りでこの予算ということになります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 アクリル板。

○油井光晴管財課長 アクリル板につきまして、確かに正面で向かい合うと、聞き取りづらいうのがございますけれども、それを取るわけになかなかいかないものですから、マイクやスピーカーがあるという御指摘でございますけれども、研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 マイク、スピーカーは、研究じゃなくて、もう既に今やっているものですから、ぜひ検討のほうに、研究して、すぐ検討を、ぜひお願いしたいと思います。

イベントのやっぱり495万円はちょっと多いんじゃないかなと思うんですよ。というのは、全体で、先ほど岡田委員のところ、全体で総額幾らになるかといったら、105億7,000万円ですよ。それだけの予算を使っているし、それにまた495万円も追加されるかな。それから、市民の方から、いろいろ改善がね、要望が出されれば、その都度やっぱり対応していかなきゃならないということで、そういう改善の予算も少しずつ、やっぱり出てきているというのが現状だと思いますので、なるべくイベントにかかる費用も抑えつつ、手づくりで市民の方にも協力していただきながら、楽しめるイベントができるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、17番、石原委員。

○石原孝之委員 歳出2款1項27目、平和推進事業費に関して御質疑させていただきます。ページは106ページ、説明資料は44ページですね。

平和事業で、説明のほうで、広島市に派遣する中学生10名のという話を聞きましたが、その選定方法と派遣先での予定を伺います。

○増井太郎総務課長 石原委員の御質疑に御答弁させていただきます。

こちらの事業でございますけれども、市内在住の中学生を対象としていることから、偏りが生じないように、市内の中学校及び市外の1中学校から各1名を想定し、10名と設定しております。

その選考方法につきましては、応募動機に関する作文を提出してもらい、それを参考にした選考や、数が多い場合には抽せんによる選考といったことを今考えております。

次に、派遣先での行動予定ですけれども、広島市内で平和公園や記念館を訪れて、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さについて学んでもらうほか、市内散策などを通して、戦

後に復興した町並みを見てもらうことで、平和の尊さについても学んでもらえればという
ことで、そのような予定としております。

以上です。

○石原孝之委員 ありがとうございます。

今の説明で、2点ちょっと気になった点があります。

市外の中学生1名というのが、何で市外1名、そこに入ってくるかなというところも
思いました。それをちょっと教えてください。

○増井太郎総務課長 先ほど申しましたとおり、市内在住の中学生となるものですから、
当然附属へ行ったりだとか、市外の中学校に通っている方もいらっしゃるものですから、
その方を除外するということはできないと思いますので、1校という形でさせていただ
いております。

以上です。

○石原孝之委員 ありがとうございます。そういうことですね。理解しました。

今、特に平和というか、このウクライナ情勢のことで、平和がとにかくみんな、すぐ
く注目というか、大切な時期かなと思いますので、すごく応募が殺到して、そういうい
い機会かなと思います。

ちなみにこれは2泊3日ぐらいでしょうか、期間は。

○増井太郎総務課長 1泊2日ということで予定をしております。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、河合委員。

○河合一也委員 私からは、歳出の2款4項4目、県議会議員選挙人件費についてお伺い
します。

ちょっと私の思い違いもあったことがもう分かっているんですけども、取りあえ
ずそのまま要旨を読ませてもらいます。

①として、次年度に行われる選挙の本年度内の作業に関わる人件費と思われるが、そ
の内訳を伺う。

②次年度の予算になる分は選挙の報酬、投開票作業のほか何か、伺います。

○増井太郎総務課長 河合委員の御質疑に御答弁をさせていただきます。

こちらのほうは、県議会議員選挙ということで、まだ投票日が決まっていないもの
ですから、投票日が最も早く設定された場合の4月2日を想定し、予算を計上しており
ます。

この場合、告示が3月24日に、期日前投票が翌日の3月25日から始まるため、年度内
の期日前に従事する期日前投票管理者、立会人、不在者投票施設外部立会人の報酬とし
て、49万3,000円、また、期日前投票所の投票事務に従事する職員のほか、公示日前か
ら選挙に係る準備をしなければならないため、それらに従事する職員の時間外手当とし
て、468万8,000円を計上しております。

なお、期日前投票所で市職員以外で投票事務に従事する派遣職員の方を委託契約によ
って派遣してもらっているものですから、そちらについては委託料のほうで計上させて
いただいております。

また、次年度の人件費の予算でございますけれども、投票日によって予算額は変わっ
てまいりますけれども、実際に期日前投票も含めた投票所や開票所における立会人や投

票管理者への報酬、あと投開票事務に従事する職員の時間外手当のほか、本部で選挙事務に従事する職員の時間外手当が必要となってまいります。

以上となります。

○河合一也委員 私はそこに、4月29日任期満了というものですから、当然選挙期間が4月に入ってから、令和5年度だと思い込んで、その上の経費は事前の準備、印刷費とか看板等にかかるのに、人件費はどうしてかかるのかなという素朴な疑問から始めましたが、今伺って、告示が3月に入り込むことがあると、令和4年度に入り込むことがあるということの人件費ということが分かりました。

そういうことは、もし選挙が、告示が4月にもしなれば、この予算は使わずに残るといふことでよろしいですか。

○増井太郎総務課長 今回の御質疑にお答えさせていただきます。

4月2日の後は、一番可能性としては4月9日になるのかなというふうには考えております。

ただ、先ほど言ったように、人件費、一部、期日前が令和4年度にかかってしまうということと、その前からどうしても準備ということで、人件費の部分も、職員のほう、準備でどうしても時間外で対応しなければならない部分がありますので、そういったものは、額は低くなってまいりますけれども、必要となってまいります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、総務部所管部分の審査を終わります。

以上で、総務部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。10時25分、再開いたします。

休憩（10：14～10：23）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号中、行政経営部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

ナンバー1、深田ゆり子委員。

○深田ゆり子委員 それでは、歳入1款1項1目の市民税個人70億3,200万円について伺います。

1、対前年度比105%を見込んでおりますが、所得段階別ではどうですか。

2、予算に関する説明資料P1と施政方針P6の市税（全体）の見通しは、ちょっと表現が違いますが、その説明を求めます。

以上です。

○鈴木文彦課税課長 私からは、深田委員の御質疑のうち1につきまして御答弁させていただきます。

個人市民税、所得段階別ではどうかという御質疑ですけれども、税金を見込む際につきましては、地方財政計画等を参考にしておりまして、個々おのこの所得段階別の税額の伸びについては勘案してございません。

以上でございます。

なお2につきましては、財政課長から御答弁させていただきます。

○増田恵子財政課長 私から、予算に関する説明資料と施政方針の見通しについての御質疑にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、経済状況の変化が大きく、その時点時点で最新の情報を基に見通しを立てております。

予算に関する説明資料の1ページは、令和3年9月30日付の予算編成方針でありまして、7月7日に閣議決定をされました国の令和4年度予算概要要求に当たっての基本方針や、6月18日に閣議決定をされました経済財政運営等改革の基本方針、それから、その時期の最新の月例経済報告、内閣府から出ておりますけれども、その最新の9月から、依然として景気は厳しい、先行き不透明との報告などから、令和4年度も市税は厳しい状況と見込みました。

施政方針のほうですけれども、施政方針は、当初予算編成後のため、令和3年度の当市の申告状況や経済状況を踏まえております。年末に国から令和4年度の地方財政対策や税制改正の大綱も出されておりました、それらによりまして、地方税が増額との見込みであるということから、前年度より増額と見込みました。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

ただ、予算に関する説明資料ということで、私どものところにも、当初予算編成について、このように考えて予算編成を組まれているということだものですから、それが令和3年度の当初の施政方針の段階で、さらに改善の兆しに変わってきたということになるものから、これについての、このときはこうだったけれども、これをこういうふうにもまた改善をしましたということは検討され、この内容を改善しないということなのでしょうか。そのまま載せるということなのでしょうか。

○増田恵子財政課長 そのまま載せるかどうかという御質疑でございました。

この予算に関する説明資料は、当初予算、この9月30日は、編成方針としてはこういうものでしたよということ載せてありますということです。

以上です。

○深田ゆり子委員 ちょっと整合性が、こちらとしては分析するのに取れないものから、その辺のことをどちらかに合わせていただいたほうが、これはこの時点だけれども、現在はこういうふうになっていますという何か追加の説明があるといいかなと思いました。

それから、所得段階別については把握されていないということなんですけれども、やはり今言われているのは、1億円以上の電気関係とか、パソコンとか、ネット関係とか、そういうところが伸びている、大きい企業が伸びているということで、所得の低い、個人の低い所得の人たちはもっとさらに低くなっている、非正規の方とか。そういうことが心配されるものから、ぜひ、今後、所得段階別の状況を把握していただきたいな

というふうに思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、私のほうからは、1款1項1目の市民税滞納繰越分8,000万円についてお聞きいたします。

滞納繰越分8,000万円という算出根拠なんですけれども、この8,000万円の算出の根拠。

それから、今現在の滞納の状況から考えて、今後の増減の予想、それに対する対応をこれからどう考えていくか、これについてお聞かせください。

○小池善栄納税促進課長 岡田委員にお答えいたします。

市民税滞納繰越分の根拠であります。令和3年度滞納繰越分に現年度分の滞納額を加えた見込みの調定額2億2,900万円に令和4年度の見込み収納率37.25%を乗じて算出したものを基に算定しております。

また、滞納額の増減につきましては、過去10年ほどを見ますと減少しております。これからも減少していくというふうに考えております。

対応につきましては、これからも納税相談を受けるほか、担税力を調査した上で、滞納処分や執行停止等を適切に行い、より丁寧な対応を心がけて滞納額の縮減に努めてまいります。

以上です。

○岡田光正委員 それこそ本当に滞納が減ってきたなというのが目に見えて分かるものですから、皆さんの努力については非常に感謝しております。

ただ、算定率、もう少しあれなのかな。基本的に8,000万円、これ、ほぼ回収ができるのかなという感じはしますけどね。ぜひよろしく願いいたします。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、深田委員。

○深田ゆり子委員 歳入1款1項2目市民税、今度は法人です。

8億7,200万円、これは対前年度比106%で、経済の回復状況を見込んでいっておりますけれども、業種別及び中小企業ではどうですか。詳細の説明を求めます。

○鈴木文彦課税課長 深田委員の御質疑に御答弁させていただきます。

業種別につきましては、令和3年度2月までの納付額の前年度比でございますけれども、卸売業、小売業、金融・保険業が増加の傾向でございます。サービス業、不動産業、建設業につきましては、減少の傾向がございます。

また、資本金等の額が1億円以上の法人の超過課税対象法人ですけれども、令和3年度2月までの超過課税分の調定額につきましては前年度比で132%、それ以外の法人につきましては92%となっております。規模別につきましては、大企業の回復状況が比較的よいと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。やはり1億円以上のほうが132%とかなり上がっていて、それ以外が九十何%で下がっているということで、コロナ禍の影響を受けて、そして、また格差が広がっている状況だということが分かりました。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 歳入の19款2項1目、財政調整基金の繰入れの問題について、10億1,638万8,000円。財源の不足に対応するという、そういう説明でしたけど、この不足の内訳についてお伺いいたします。

○増田恵子財政課長 杉田委員にお答えをいたします。

財源不足の内訳についてでございますが、内訳はございません。財政調整基金は、年度間の調整、財源の不均衡を補うという基金の性質上、予算で歳入と歳出の金額を均衡させていますので、どの分という内訳はなく、予算全体での歳入の不足分ということでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 そういう答えは分かっていました。

ただ、今まで、募金……。すみません。基金だとかそういう問題について、どういう目的に、税金ですので、どういう目的にどういうふうにするかというのが、やっぱり普通は明らかにされるんですけど、これだけ予算を組んだんですけど、これだけ足りなかったからここから持ってくるよという、そういう在り方、そういうものがしょうがないといえましょうがないのかもしれないけど、目的があってその使い道が決まってくる、そういうものだと思うんですけど、予算を組むときにそういう問題というのはちゃんと事前に組まれてなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○増田恵子財政課長 お答えいたします。

財政調整基金は目的基金ではございませんので、何かの目的でということではございません。

以上です。

○杉田源太郎委員 今のことはしっかり受け止めて、ほかの財政調整基金の使い方について、また改めて質疑をさせていただくことがあると思います。

以上で終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 歳入の19款2項5目ふるさと寄附金基金繰入金33億円についてお聞きします。

1番目、91事業への充当ということなんですけれども、この中に資本となって使われた事業が今後継続されていくというようなものは、この中にあるんでしょうか。

2番目、今までの収支を全て一覧化してございますか。

3番目です。これらの支出の中なんですけど、決定過程についてお伺いします。

○増田恵子財政課長 杉崎委員にお答えをいたします。

充当事業で、民間企業のような資本となるようなものには充ててはございません。ふるさと寄附金につきましては、頂いた寄附金から経費を差し引いた分について、歳出予算を組んでふるさと寄附金基金に積立てをしております。その基金は、確実かつ有利な方法で運用をしているところでございます。

それから、収支の一覧につきましては、一覧表は作成をして管理をしております。概要につきましては、2月4日の全員協議会で、こちらのほう、当初予算の概要のほうをお分けさせていただきました。この中に、ふるさと寄附金基金の推移として、年度ごとの寄附金額や活用金額等を掲載しております。

それから、決定過程につきましてでございますが、充当事業は、予算編成の中で活用事業を決めております。行政経営部で案を作成しまして、市長、それから副市長に説明をして決定しているところでございます。

以上です。

- 杉崎辰行委員 基金自体が、金利が非常に高いときは資本となって、そこから生まれる利息が使われるお金として増加するわけですが、今は、もうそういうことはあり得ないわけですね、金利が低いときですので。ですが、事業によっては、官の事業といえども、それを投資することによって、今後、そこから利益が生まれるというところとちょっと誤解を招きますけど、非常に益、有益なもの生まれてくるという使い方もございます。

これはふるさと寄附金だものですから、大体資金用途を特定というか、ある程度固めてありますけど、その中に教育分野であるとか、この教育分野という直接利益に結びつくわけじゃないんですが、将来の人間づくりについては、非常に資本とかになると思うのですよ。

そういうふう大きく考えると、多分そういうこともやられていると思いますので、使うからには、その部分も今後大いに公表していくという、将来のこういう人づくりのためだよ、それとも産業づくりのためだよ。その他のものでもそういった形で考えていくと、やがて、これ、利益が生まれるんじゃないのというのも出てくるかもしれません。なるべく資本、資産という考え方で使っていただけるようにしていただければと思いますので、お願いいたします。

- 渋谷英彦委員長 では、次、6番、深田委員。

- 深田ゆり子委員 今、杉崎委員の質疑とかぶりますが、91事業の内容というのは、先ほど部長がお知らせをした冊子だけではなくて、もっと細かいところまで全部そこに91事業が載っているということでしたらそれでいいんですが、それ以外にありましたら、また後日で結構ですので教えてください。

それから、2番目の活用事業までの決定については、今お聞きしましたので分かりました。

そのときに、この3つ目のふるさと納税活用事業の基準というのがどうなっているのか。今、杉崎委員からの御意見がございましたけれども、その辺についてお聞きします。

- 増田恵子財政課長 深田委員にお答えいたします。

基準につきましてでございますが、活用につきましては、ふるさと寄附金基金条例第1条の寄附者の思いを実現するための事業ということで、要綱がうちのほうでございまして、子育て、健康、交流に資する事業、あと、市長が特に必要と認める事業に充てることとなっております。

以上です。

- 深田ゆり子委員 基金条例と、そして要綱があるということなんですが、要綱が、具体的に、私たちはちょっと見れなかったものですから、それがどうなっているのか。今の説明だと本当にアバウト、大まかな内容になっていますよね、子育てと交流ができるような。それでは、やっぱり33億円も事業費で繰り入れて活用するんですから、もっと具体的な要綱というのが必要ではないでしょうか。

○増田恵子財政課長 深田委員にお答えをいたします。

もっと詳細なということをございましたけれども、時代の流れによって、このふるさと寄附金基金のほうは活用をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○深田ゆり子委員 要綱は時代の流れによって変えられるものですから、その都度その都度説明していただいて変えていただくということが、それはいいと思います。

ですから、今現在、この時代にどういう意図があって、それでこれを選んだのかというのをちゃんと要綱に書いておいていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 答弁を求める。

○深田ゆり子委員 はい。

○飯塚真也行政経営部長 深田委員にお答えします。

ふるさと基金の要綱の関係で、より具体的にという質疑でございましたが、今、財政課長のほう、答弁させていただきましたが、その4つの項目で、今、基金を充当させていただきます。

それと、このふるさと寄附制度につきまして、恒久的な制度ではございませんので、それも踏まえまして、今、焼津市としましては、できるだけ投資といいますか、先ほど杉崎委員からございましたが、そういったところに充てて、単年度で完結するような事業という形で充てているところではございます。

そういう中でふるさと寄附金がたとえ数年後になくなってから経常経費に充てますと、そこがぽっかり空くと困るところもございますので、そういったところを考慮して、今、財源の充当をさせていただきます。そういう中で、またより皆様に分かりやすいふるさと寄附金制度の構築を進めてまいります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、杉田源太郎委員。

○杉田源太郎委員 歳入の21款1項1目、諸収入、市税の延滞金1,800万円について、その件数とその背景についてお伺いいたします。

○小池善栄納税促進課長 杉田委員にお答えします。

市税延滞金につきましては、滞納している本税の納付がなされてから確定するものでございますので、例年前年度並みの予算額としております。したがって、事前に件数等を設定するものではございません。

以上です。

○杉田源太郎委員 毎年大体同じぐらいなんだろうなということだと思んですけど、それでは、令和3年度あるいは令和2年度、そのときの件数は大体どのくらいあったんですか。

○小池善栄納税促進課長 令和3年度につきましては、まだ途中でございますので、1月末現在の件数で申し上げますと7,847件でございました。令和2年度は9,136件でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次へ行きます。

8番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 21款5項6目、中部5市2町連携事業負担金についてお聞きします。

1番目、連携事業となっていますけれども、この事業内容については、5市2町で話し合っているのでしょうか。

2番目、事業、要するにこの使途、これについての制限はあるのか、お伺いします。

3番目、連携効果についての検証はされているのでしょうか。

お願いします。

○山下敦史政策企画課長 杉崎委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、1番目ですけれども、5市2町連携事業につきましては、担当部課長会議を複数回実施しまして、事業内容を含め調整した後、首長会議にて決定しております。

2番目の質疑ですけれども、5市2町連携事業につきましては、静岡中部連携中枢都市圏ビジョンに掲げる取組で、静岡市を含む他市町と連携が図られる事業について行っております。

3つ目の連携効果の検証でございますが、こちらにつきましては、設定したKPIによって検証しております。

以上でございます。

○杉崎辰行委員 そうすると、最後の検証の部分なんですけれども、それは5市2町全員集まって、また同じように部課長級、首長会議という流れの中で検証されているのでしょうか。

○山下敦史政策企画課長 検証につきましても、担当課長会議、首長会議で、報告を静岡市、事務局の静岡市から報告いただきまして、その中で議論してございます。

以上です。

○杉崎辰行委員 それでは、今までの中で、こういう効果があったよという何か大きなことと言えるようなことがございましたら御紹介ください。

○山下敦史政策企画課長 検証につきましては、都市圏ビジョンの中で主な取組と柱として3つございます。

1つは、圏域全体の経済成長の牽引。2つ目として、高次の都市機能の集積強化。3つ目として、圏域全体の生活関連サービスの向上ということになっております。

そちらのKPIに基づいて検証しているわけですけれども、観光交流客数につきましては、コロナ禍もありまして、思うような実績のほうが上がっておりません。

あと、高次の都市機能の集積強化につきましては、静岡市の中心市街地の歩行者通行量をKPIにしておりまして、こちらのほうも、コロナ禍で非常に落ち込んでおりますので、この辺については、なかなか効果としてKPI上は発揮できておりません。

また、圏域全体の生活関連サービスの向上につきましては、人口の社会動態、こちらのほうをKPIとしておりまして、本市においては、令和2年まで社会増を3年連続達成しておりますけれども、圏域全体では、社会増が目標に達しているということではありませんので、令和4年から始まる第2期のビジョンの中で、新型コロナウイルス感染症以前の社会経済情勢に戻るようKPIを設定して、そこに向けて取り組んでいくというところでございますので、今現在、新型コロナウイルス感染症の状況の中で、KPI上こういった効果が上がったというのは、今現在ではちょっと申し上げられないと、

そういう状況でございます。

以上です。

○杉崎辰行委員 社会情勢がそういうことになっているもんでやむを得ない部分もあるんですけども、連携事業としてやっていく、それで、今言った大きな柱が3つあるということになりますと、やっぱり焼津市は、それじゃ、この部分については、ちょっと強みを持っているから、これに対して5市2町の中でリードしていこうとかという、その発想を持ってまた取り組んでいただければありがたいと思いますので。なるべく、この圏域の中では、本当に全体が成長するような、そういう考え方でやっているんでしょけど、ぜひお願いいたします。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、川島委員。

○川島 要委員 私からは、歳出2款1項7目、焼津未来創生事業費493万7,000円についてお伺いいたします。

毎年継続されておりますけれども、特に焼津市役所若者倶楽部の事業について、事業内容と配分される予算額をお聞きいたします。

○山下敦史政策企画課長 川島委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、若者倶楽部の事業内容ですけれども、若者倶楽部は、入庁2年目及び3年目の職員により組織いたしまして、焼津の魅力をPRするイベントや調査等に基づく施策提案を行うなど、各班が自由にテーマを設定して一定期間研修の一環で活動するものであります。令和4年度の具体的な事業についてはまだ決まっておりませんが、これから各班で話し合って決めていくこととなります。

予算額については、全体で88万円でございます。

以上です。

○川島 要委員 今、各班でという御答弁でしたけれども、各班の内容をお願いいたします。

○山下敦史政策企画課長 各班の内容という御質疑でございますけれども、各班の中で、一応方向性としては、先ほど申し上げましたように、焼津の魅力をPRするイベントなどを行うものづくり班、もしくは現在の市行政の課題等を調査研究して行う施策提案班、どちらかの内容で各班で話し合って、どういった方向で行くかというのをこれから検討していくところですので、まだ事業内容自体は、どういった内容を各班で行うかは決まっておりません。

ちなみに、今回は、班のほうは4班体制で行うことになっておりますので、その中で各班が4つの事業を最終的には行うこととなります。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。私は、班ごとにイベントグループとか、施策グループとかということかなと思ったものですからね。じゃ、班の中でそれぞれテーマを決めるということですね。

それで、先日もニュースリリースをいただいております、2月15日から第1回目の会議をスタートしたという御連絡をいただいております。

今、説明がありましたように、2年目、3年目を迎える若手職員55名でというお話で、この55名の内訳、2年目が何名、3年目が何名。

あと、ちょっと確認ですけれども、若者倶楽部を推進していくに当たって、完全にこの55名でやっていくのか。それともオブザーバーというか、先輩の職員が何人かつくのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

○山下敦史政策企画課長 川島委員の再質疑にお答えします。

初めに、メンバーの構成でございますけれども、2年目の職員が18名、3年目の職員が37名の計55名でございます。

2つ目の質疑でございますが、55名のほかに、オブザーバーとして各班に職員2名、あと、全体を調整する職員として1名オブザーバーとつけておりまして、その構成につきましては、政策企画課、行政経営課、シティセールス課、あと、研修の一環で行っておりますので、人事課の職員にも参加していただいて、検討経過と事業の内容等のアドバイス等を行う仕組みとなっております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

先ほど予算配分で88万円というお話がありました。政策企画にしても、またイベントの開催にしても、そこそこの予算がかかるのではないかと思いますけれども、例えば調査研究をするためにどこかに出かけるとか、また、イベント開催で全体の運営で当初の予算よりも若干超過してしまったというようなケースも考えられるのではないかなと思いますけれども、予算的に88万円から超過するような可能性の場合に、追加の補助をしていくのかなというところはいかがでしょうか。

○山下敦史政策企画課長 若者倶楽部の活動につきましては、研修の一環と申し上げましたけれども、そういった中で、2年目、3年目の職員に限られた予算の中でどのような事業ができるのかと、そういった検討をしていただくのが原則ではないかなと思います。

そういう中で、イベントとか何かをやる場合に、予算を基に、例えば市内企業のお金じゃなくても物的なもの、商品とかそういった協賛をもらうなど、そういった工夫はしながらやっていけるのかなと思います。ですので、予算が超過するということは想定しておりません。

以上でございます。

○川島 要委員 ありがとうございます。

本当にとっても大切な研修だと思います。また、将来焼津市を担っていただく職員の方たちの貴重なやる気満々の時代の活動でありますので、ぜひとも今後とも力を入れて取り組んでいただきたいと思いますし、予算的にももう少し上げてもいいのかなという、そんな思いもいたします。本当に焼津市の将来の発展を支えていただく若手の職員の方からでございますから、この辺も将来を期待しながら応援していきたいと思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、10番、青島委員。

○青島悦世委員 私からは、歳出2款1項7目、広域行政推進費、説明資料の30ページになりますけれども、この中で広域行政の推進に係る経費の内訳と、ここで、私、4事業と書きましたけれども、説明のときに、大井川の清流を守るという言葉を発していますものから、全体の1、2、3項目がここで表現されていますけれども、それぞれの具体的な内容を伺います。

○山下敦史政策企画課長 青島委員の御質疑にお答えいたします。

広域行政の推進に係る経費の4事業の具体的事業内容と予算でございますが、富士山静岡空港利用促進協議会につきましては、富士山静岡空港の利用促進、需要の拡大に関する事業や関係機関等への要望活動などを行っております、普通旅費が2,000円、会費等負担金が68万円となっております。

次に、大井川長島ダム流域連携協議会につきましては、交流人口拡大事業として、長島ダム及び接岨湖周辺の自然環境を活用し、水源地域の魅力発信や啓発事業などを行っております。また、景観、環境保全事業といたしまして、ダム周辺の植栽管理や清掃管理事業などを行っております、予算につきましては、会費等負担金で53万9,000円でございます。

次に、大井川の清流を守る研究協議会につきましては、大井川の環境保全啓発活動として、構成市町の住民を対象とした大井川周辺の視察や環境教育出前講座などを行っております。普通旅費2,000円と会費等負担金10万円でございます。

最後、4つ目の静岡県中部5市2町首長会議につきましては、年2回から3回の首長会議を開催、また課長会議を開催しているもので、予算につきましては、普通旅費が3,000円、会費負担金が4万円でございます。

以上です。

○青島悦世委員 先ほど、関係市町と言ったのは大井川の清流を守るというところですけど、関係市町、具体的に表現してください。

○山下敦史政策企画課長 大井川の清流を守る研究協議会の構成市町につきましては、流域10市町でございます。具体的に申し上げたほうがよろしいですか。

○青島悦世委員 いいです。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、松島委員。

○松島和久委員 それでは、私からは、歳出2款1項7目、総合計画推進事業費、説明資料は30ページになります。

当初予算額が930万4,000円。第6次焼津市総合計画第2期基本計画運用に係る経費とありますが、これはどのようなものか、伺います。

○山下敦史政策企画課長 松島委員にお答えいたします。

令和4年度からスタートする第6次焼津市総合計画第2期基本計画に掲げる施策を着実に推進していくため、行政の目標と事務事業、予算事業が連動する仕組みの構築やPDCAサイクルによる評価、進行管理を含めた行政経営システム全体の高度化について、専門の業者に支援を委託する経費であります。

以上でございます。

○松島和久委員 分かりました。委託経費ということで分かりました。

今回の予算編成の方針の中では、重点取組事項として、第6次焼津市総合計画の推進のための施策横断的な視点を持って取り組むよということが重点項目として挙げられておりますので、この総合計画の推進というのが、コロナ禍であっても、ウイズコロナ、アフターコロナであっても、非常に重要なことになると思いますので、積極的な推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私のほうは、2款1項7目、静岡福祉大学連携事業費、中部5市2町の連携事業ということで、中心市街地活性化の目玉事業だった事業だと思いますが、前年度の予算よりも半額となっているわけなんです、役割の効果は果たしたのでしょうか。

以上です。

○山下敦史政策企画課長 太田委員の御質疑にお答えいたします。

駅前キャンパスでの事業につきましては、新型コロナウイルス感染症により、令和2年度からはなかなか計画どおりの取組ができない状況が続いておりますけれども、静岡福祉大学との連携事業等により、地域住民に対する学習機会の提供や交流の促進につながっていると考えております。

以上です。

○太田浩三郎委員 それでは、今後ともこれは続けていくということによろしいですね。

○山下敦史政策企画課長 令和4年度の事業のほうにも予算を設けて継続するという事になっております。

以上です。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、石原委員。

○石原孝之委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、14番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私からは、歳出2款1項7目、出会い・結婚サポート事業費につきましてお伺いいたします。

本年度におけます説明資料に各項目の1と2が掲載されておりますが、経費の予算内訳を教えてくださいと思います。

○山下敦史政策企画課長 藁科委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、出会いと結婚を支援するための経費につきましては、県と県内全市町で組織するふじのくに結婚応援協議会に参画するための経費で、旅費が5万5,000円、会費等負担金が29万円、合計34万5,000円であります。

次に、新規に結婚した世帯を対象に新生活を経済的に支援するための経費につきましては、新婚世帯の経済的負担を軽減するため、住宅の取得や賃借費用、引っ越し費用を補助するための補助金であり、予算額といたしましては1,050万円を確保しているという状況であります。

以上でございます。

○藁科寧之委員 対象を広く考えて予算をつけていただいているわけなんです、経済的な支援の対象者となる条件をお伺いします。

もう一点、本事業のPRをどのように進められているのか、その点につきまして2点お伺いいたします。

○山下敦史政策企画課長 藁科委員の再質疑にお答えします。

初めに、結婚新生活支援補助金の対象者についてでございますけれども、対象者、夫婦2人とも29歳以下の場合には最大で60万円、39歳以下の場合には30万円ということにな

っておりまして、対象者というのは対象世帯ということになりますけれども、対象期間中に婚姻届を提出し受理された夫婦。あと、夫婦ともに39歳以下、結婚届が受理された時点で。あと、令和3年度の前年度の夫婦の所得額が400万円未満の世帯ということが主な対象要件となっております。

すみません。答弁漏れがありましたので、どのようにPRしているかという点でございますけれども、こちらの補助金のPRにつきましては、市のホームページ、広報やいづ、公式LINE、移住定住サイト、やいづライフ、あと県のホームページ、あと移住定住のサイトであるゆとりすと静岡、あと全日本宅建協会、静岡県本部ホームページ、あと、チラシの配付として市民課窓口で婚姻届を出された際にも配付しております。また、市内の宅建協会会員へも送付するなど、幅広く周知しているところでございます。

以上です。

- 藁科寧之委員 支援世帯への広報のPRの方法が、若者が対象ということでございますので、若者、若い世代の方々が非常に分かりやすく伝えていただける方法、それが一番重要かと思えます。この支援が広く若い世代、また29歳以下という世代もありますけど、まだそれより若年層の方もあろうかと思えます。そういう人たちに広く支援のことが広報できますよう、今後ともぜひとも努めていっていただきたいと思えます。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、15番、太田委員。

- 太田浩三郎委員 私も、2款1項7目、出会い・結婚サポート事業費についてお聞きします。

事業費の減額は未来創生総合戦略の見直しと見えますが、いかがですか。

前年度の目標値と今年度の目標値をお聞きします。

以上です。

- 山下敦史政策企画課長 太田委員の御質疑にお答えいたします。

初めに、事業費の減額についてですけれども、こちらは、未来創生総合戦略の見直しを行ったことによるものではございません。

次に、令和3年度の目標値と令和4年度の目標値についてであります。出会い・結婚サポート事業の令和3年度の目標値につきましては、登録人数を年719人、カップル誕生数を年間10組としております。令和4年度の目標値につきましては、ふじのくに結婚応援協議会に参画することとしておりまして、その目標が、登録会員年750人、成婚件数年15組となっております。

次に、結婚新生活支援事業補助金につきましては、目標値ということではなくて、交付見込み件数として、令和3年度は23件、令和4年度は20件としております。

以上でございます。

- 太田浩三郎委員 コロナ禍で非常に難しいと思うんだけど、ぜひ頑張って人口増に貢献できるように、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、16番、内田委員。

- 内田修司委員 同じく出会い・結婚のところですけど、前のお二方の質疑で大分分かったんですけど、減額については、もともと市単独でやってきたこの出会い・結婚サポー

ト、イベントの関係を県に移したということだと思うんですけど、当然メリット・デメリットがあるかなと思っています。

こういったことを市でやることの意義というのがやっぱりあるんじゃないかなと思っていて、非常にいい事業かなと思っていたんですけど、県に移るということは、要はその機会の升というかパイといいますか、数を増やすという意味が十分考えられると思うんですけど、逆に、市でやらずに県に行ってしまったということの、遠くなるとか、そういったようなことがあるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺ってどのようにお考えですか。

○山下敦史政策企画課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

今回、県の事業のほうに参画することといたしましたのは、市単独事業から移った理由ですけれども、結婚を希望する市民の皆様にデジタル活用や広域によるメリットを活かして、より広くより充実したサービスが提供できるというふうに判断して参画を決めた経緯がございます。

以上でございます。

○内田修司委員 メリット等については、理解しました。ぜひともこの事業、フォローいただいて、実績が上がるように見守っていただければと思います。よろしく願います。

○渋谷英彦委員長 では、次、17番、内田委員。

○内田修司委員 同じく2款1項7目のデジタルマーケティング推進事業費（地方創生）ですけど、前年度予算に比べて大きく変化していると思うんです。大きく減っていることについて、その理由をお教えてください。

○藤原則文デジタル戦略課長 内田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの事業の前年度からの減額理由といたしましては、広告を配信するターゲットの絞り込みと、あと、広告の配信方法の最適化を行うことによる広告配信費の減と、あと、プロモーション動画と多言語観光ウェブサイトの完成によるデジタルコンテンツ制作費の減によるものでございます。

以上です。

○内田修司委員 前年度予算で動画制作をやられて、その分が上がったというのは前年度予算を見て分かったんですけど、そこの部分がなくなることによって、金額が下がるということについては理解しております。ここの部分については、非常に制作された動画を使って、さらに、市の広告というか、市を紹介するということに非常に力を入れていてもらいたいところだと思いますので、有効に使ってやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、18番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私も同じところでございます。

1番目は、大概分かりました、減の理由はね。

2番目、ここで、焼津まちかどリポーターと市民目線の情報発信体制を構築という説明があるんですけども、それを具体的にまたお聞かせください。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの焼津まちかどリポーターについてでございますけれども、こちらの事業につきましては、焼津の魅力を発信する市民リポーターを養成いたしまして、市の移住定住支援サイト、やいづライフ等で記事を発信していただく事業でございます。

こちらは、令和2年度から継続実施している事業でございます。現在、市民有志で構成された18人のまちかどリポーターがやいづライフに記事を掲載して、本市の魅力を発信していただいております。

本市の魅力を広く発信するためには、行政からの情報発信に加えて、市民の皆様自らが感じた魅力を積極的に発信していただくことが効果的であると考えており、こうした市民目線での情報発信体制の構築を引き続き進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 今の説明で大変いい取組だと思うんですが、市民目線、またまちかどリポーターということがあるんですが、市外の間が焼津市の魅力を発信するという考え方もありますよね。そういったのもこういう中に含まれるんでしょうか。
- 藤原則文デジタル戦略課長 杉崎委員にお答えさせていただきます。おっしゃるとおりでございます。市民の皆様が市外、市内も含めてですけれども、そういった方が情報発信をしていただけて、市内、市外含めて広く発信していただけるようになればいいなということで進めております。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 減額として前年度から60%以上も減っているよと。それについては、広告費の削減、削減といったらおかし、広告費をもっと小さく抑えても有効に取り組むということでしょうか。

仮にです。これ、私、今、市外の話をしたんですが、デジタル、ここで言っているマーケティングという中に、よくよその市でもやられているんですが、ドローン大会みたいなこと、要するに、ここをPRしましょう。10分間の編集をして、皆さん、公募してくださいという形で全国に呼びかけて、ドローンなり、水中ドローン、何でもいいんですよ。要は、今やっているジンバルカメラでもいいんですが、そういったもので、個人で撮影して、そういう人たちからの公募を集めて焼津市の魅力発見でコンテスト的なものでやっていると、あまり経費をかけずに、逆に、ここに泊まってくれる人たちに食事券の1,000円ぐらいあげるとかという、あまり具体的なことを言っちゃうと、ちょっと予算の話とかへ入っちゃうんですが、そういった発想もあると思うんですよ。

こういう予算の中に、もしできればそういうことも組み込んでいくということを検討していただければありがたいなと思いますので、いかがですかね。

- 藤原則文デジタル戦略課長 杉崎委員にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおりの部分もあると思いますので、こちらの焼津まちかどリポーターについては、来年度もほぼ同じような規模の予算で今考えておるんですが、その中で、今、委員がおっしゃられたような部分も含めて、今は、やいづライフ、移住定住支援サイトを中心に記事を発信していただいておりますけれども、来年度、できたらSNSとかも使っての発信とかも含めてやっていけないかなというところで、今検討しているところでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、19番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 大体概略は分かりました。

ちょっと具体的に同じ件ですけど、国外への情報を発信等、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか。

それから、2番目ですけど、予算の内訳、大きなところを教えてください。

それから、先ほどその半額、昨年度のあれに比べて半額、ちょっと私、間違えて、千と書くところを万と書いてしまいましたけど、その半額以下になった理由、こういう項目、こういう項目で減ったということは聞きましたけど、その理由をもう少し教えてくださいいただけますか。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、市民目線による情報発信についてでございますけれども、こちらは、市の移住定住支援サイト、やいづライブ等で記事を掲載し、焼津の魅力を発信する市民リポーター、焼津まちかどリポーターの研修育成事業、こちらを引き続き実施してまいりますけれども、次に……。失礼しました。国外への情報発信についてでございますけれども、こちら、本事業において、令和2年度から国外向けにターゲットを絞り込みながら、本市の認知度向上に向けて広告配信を実施しておりまして、令和4年度も引き続き、国内だけでなく国外の主にアジア圏を中心に広告配信を行っていこうと考えております。

次に、予算の内訳でございますけれども、こちらの事業費1,249万6,000円のうち、国内外への広告配信等に係る委託料として999万9,000円、それから焼津まちかどリポーター研修育成に関する委託料として249万7,000円となっております。

次に、減額のほうの部分の理由ですか、でございますけれども、こちらも総額で2,000万円余減に前年度からなっておりますけれども、先ほども少しお話しさせていただきましたが、まず、広告配信のターゲットの絞り込みや広告配信、こちら、今まで地方創生推進交付金を活用して3か年計画で実施しておりまして、令和2年度からやっている事業でございますけれども、これまでの広告配信の配信先や配信方法などを検討させていただく中で、先ほど申し上げました主にアジア圏に絞り込むことで、より効果の高い部分の広告が発信できるのではないかとということと、あとは、より効果的な広告の配信方法、動画の配信、こちらも広告によって種類が幾つかありますけれども、それからバナーでの広告、それから情報検索に連動した広告など、いろんな種類の広告をやってきた中で、より効果的な広告配信が少しずつ分析して見えてまいりましたので、そういった部分での広告費を絞り込んで、予算を落としてもより効果的な広告配信ができるのではないかとということでの減としておおよそ1,300万円ぐらい、来年度減を見込んでおります。

あと動画と、あとウェブサイト、そちらのほうの制作が終わったことによる制作費の減のほうが約800万円となっております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、石原委員。

○石原孝之委員 皆さんと同じく、回答もかぶっていますので、1つだけ、最後に、焼津まちかどリポーターの件ですね。ほか自治体の先行事例だったり、ほか事例、参考になる取組等、あれば教えてください。

○藤原則文デジタル戦略課長 石原委員の御質疑にお答えさせていただきます。

他自治体の先行事例でございますけれども、こちらで把握しておりますところでは、まず長野県の飯綱町の魅力発信サイトいいいいいづなや、あと、同じく長野県松本市の観光情報サイト新まつもと物語などの取組がございます。こちら、両市町とも、住民の皆様目線による様々な切り口で地域の魅力を上手に発信しております、参考にさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○石原孝之委員 了解しました。

僕のほうでも、いろいろ全国の面白い取組をちょっと調べながら見えています。でも、そうやって参考にしながらまねしていくというのはすごく大切かなと思いますので、そういう予算の使い方ならいいかなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、21番、太田委員。

○太田浩三郎委員 皆さん、大体お答えをいただいていますので、1点。

焼津市DX推進計画において、デジタルマーケティングに基づく産業・観光振興に取り組んでいくとあるんだけれども、いろいろな取組方はあるんだろうけれども、これだけ減額すると、かなり方向転換しているのかな。そんな感じがしているんだけれども、そういうことではないということよろしいですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 太田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げました広告費やデジタルコンテンツ制作費の減は行っておりますけれども、来年度につきましては、これまでの蓄積されたデータと、あと、来年度も引き続き行う広告配信等のデータなどを集めながら分析などに主に力を入れていく方向での予算とさせていただいております。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 このDXの考え方はいろいろありますし、また、多方面からいろいろな情報等もこれから入ってきて、方向がいろいろ動いていくと思うんだけれども、焼津らしいDXの進め方をさせていただければと、かように思いますのでよろしく願います。

○渋谷英彦委員長 では、ここで、新型コロナウイルス感染症対策も含めてちょっと休憩を取りたいと思います。空気入替えということで、35分に再開いたします。

休憩（11：27～11：33）

○渋谷英彦委員長 ちょっと時間が早いですけれども、始めたいと思いますのでよろしく願います。休憩前に引き続き会議を開きます。

22番、村松幸昌委員。

○村松幸昌委員 2款1項7目のデジタル変革推進事業費です。

そのうちの説明欄の1と2は、これは、また後で深田委員のほうで質疑していますので、そこはいいです。

次の3番の民間のデジタル専門人材を登用し、本市のデータ変革のために必要な支援

を得るための委託料とあります。ここの新しく111の行政手続の電子化等々、急速に事業が進展しているわけです。

そんな中でも、いわゆる都市間競争が激しい中で民間からの人材登用となると、それなりに求めてくるものが、いわゆる成果指標があるかと思えます。まず、そこを伺います。

○藤原則文デジタル戦略課長 村松委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらのデジタル変革推進事業費でございますけれども、こちらはデジタル変革、DXを推進するための情報収集に係る旅費や公共施設のキャッシュレス化に伴う手数料のほか、今おっしゃられましたデジタル専門人材によるDX推進支援のための委託料でございますけれども、成果指標につきましては、総合計画第2期基本計画の施策別成果指標によりまして、DXの推進と情報発信の充実政策にて設定してございます。

具体的には、オンライン行政手続利用件数として令和4年度で2,500件、それから、LINE公式アカウント登録者数として9万1,000人、それから、官民連携によるデータ活用の取組事業数として4事業を設定してございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。ということは、もう個別に出ているものですから、この人材登用する方に全体的なマネジメントのための雇用なのか、何か個別に特化しているものがあるものだから、ここという形で登用するんですか。すみません、もし答えられたらお願いします。

○藤原則文デジタル戦略課長 村松委員にお答えさせていただきます。

こちらの人材登用ですけれども、CDOと、あと特別デジタル専門官の2名、現在お願いしてございますけれども、全体と個別、それぞれお願いをしているところはあるんですけれども、今年度でいいますと、DX推進計画の策定に当たっての全課のヒアリングなどにもほぼ入っていただいて、それから、あと、今おっしゃられました111の手続の部分、そちらを進めるに当たってのヒアリングなどもほぼ全て入っていただいて、それから、あと、現在、DX推進のための15のプロジェクトチームを推進してございますけれども、そちらのほうにもほぼ入っていただく。それぞれの部分も入っていただきながら、我々ではなかなか気づかない専門的な部分での御指摘とか、そういった部分をかなり細かくいただいているところでございます。

以上です。

○村松幸昌委員 分かりました。

2年前から新型コロナウイルス感染症になっちゃって、先行きが見えないと思っていたところ、またロシアとウクライナという、そういうふうな問題がありまして、もう加速度的に、このDXとか情報化というのは推進すると思えます。

それで、もう一つ、また新たに危機管理というものが、外部からのということも念頭に入れて、またよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、23番、深田委員。

○深田ゆり子委員 歳出2款1項7目、デジタル変革推進事業費771万8,000円について伺います。

- 1、事業費の内訳。
- 2、旅費の使途。
- 3、公共施設等のキャッシュレス化の内容。
- 4、民間のデジタル専門人材の登用方法と委託先はどこか、伺います。

○藤原則文デジタル戦略課長 深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、初めに、事業費の内訳でございますけれども、こちらは、まずDX推進に関する情報収集旅費として5万7,000円、それから、公共施設キャッシュレス化に伴う手数料として3万9,000円、それから、デジタル専門人材によるDX推進支援委託として762万2,000円となっております。

次に、旅費の使途でございますけれども、DX推進に係るデジタル庁や総務省との協議や相談のための旅費とさせていただきます。

次に、公共施設等のキャッシュレス化の内容でございますけれども、令和3年4月より、市内公共施設や庁舎窓口での使用料、手数料について、QRコードでの支払いを導入させていただきます。

現在、市民課など8課の窓口と公民館や総合体育館等の施設使用料について、QRコードで支払うことが可能となっております。

なお、このキャッシュレス化につきましては、このほかに市税や水道料金などでクレジットカードの支払いも実施しております。

続きまして、民間のデジタル専門人材の登用方法と委託先でございますけれども、デジタル変革を強力に推進するため、民間企業の知見を積極的に取り入れていくことが必要でございます。内閣官房の地方創生人材支援制度を活用いたしまして、令和3年4月からNTT西日本より2名の方を最高デジタル責任者CDO及び特別デジタル専門官として招聘しております。

令和3年度には、DX推進計画の策定支援のほか、電子申請導入に向けた支援など、多岐にわたるデジタル化の取組への助言や支援をいただいております。本市の事情を熟知していただいていることや、国の制度においても2年間の人材支援制度となっていることから、令和4年度も引き続きNTT西日本より2名の方への委託をしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

旅費で総務省とデジタル庁に伺うということですが、これは年に何回か行くのでしょうか。

それと、その内容は、終わってから教えていただけるということはあるのでしょうか。どういうことを研修されてきたのかという内容です。

それから、デジタル人材の令和4年度までということですが、その後の方向も、また考えていらっしゃるのでしょうか。人材登用のこと、もうそこでおしまい、今年度でおしまいという方向でしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 まず、旅費についてでございますけれども、具体的に、あれはまだ決まっておりますけれども、例えば補助金、国の補助金や事業に関する相談など、そういったものを想定はしておりますので、具体的な内容の報告とか、そうい

った部分については、今のところ特に考えてはございません。

あと、専門人材の登用ですけれども、令和4年度は、先ほど申し上げましたとおり引き続きですけれども、今年度1年間を通して、やはり専門的な人材、これは、デジタル、DX等に関わるものだけではないと思いますけれども、そういった部分の必要性というのは、我々の課も含めてほかの市役所内部でも、そういう必要性というのは多分浸透してきているのかなというところもございますので、次年度に向けて、引き続きそういった人材を確保できるような方向をできたら考え、私の言えることではないかもしれませんが、考えていきたいなとは思っております。

以上です。

○深田ゆり子委員 旅費の報告については、またお聞きしていきたいと思えます、随時。

○渋谷英彦委員長 では、次、24番、深田委員。

歳出2款1項7目、電子申請システム運用事業費224万4,000円について。

- 1、事業費の内訳。
- 2、111の行政手続の電子化の内容。
- 3、民間が提供する電子サービスとは何か。
- 4、その民間とは、またどのようにその民間を決めたのか。
- 5、サービス利用料等契約内容をお聞きします。
- 6、周知の方法はどうか。

以上、お聞きします。

○藤原則文デジタル戦略課長 深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

初めに、こちらの事業の事業費の内訳でございますけれども、こちらは電子申請システムのサービス利用として224万4,000円となります。

次に、111の行政手続の電子化内容でございますけれども、4月1日から電子化する手続としては、デジタル機器の操作に慣れている若い世代が申請している手続を中心に選定しておりまして、例えば児童手当の申請や放課後児童クラブの申込み、それから、子ども医療費受給者証の交付申請などを実施してまいります。

次に、民間が提供する電子サービスについてでございますけれども、電子申請のサービスですけれども、こちらは、利用する方が入力などをするためのフォームや、あと申請データの管理ツールなどが必要でございますので、これらのシステムにつきまして、トラスバンク社製の電子申請サービスであるL o G oフォームを利用しようとするものでございます。

次に、どのように業者を決めたのかという御質疑でございますけれども、申請手続の電子化につきましては、中部5市2町連携中枢都市圏におきまして、圏域内の申請手続の電子化を連携して進めることとしてございます。

連携によりまして、各手続を電子化する際の入力フォームの作成を圏域内で手分けして作業ができることとなり、職員の作業負担が軽減されるだけでなく、より多くの手続が電子化されるなど、利用者市民にとって大きなメリットとなることから、静岡市が先行して導入しているL o G oフォームにて圏域内で統一して進めることとしており、県内の代理店である株式会社フューチャーインと随意契約をしております。

次に、サービス利用料等契約内容でございますけれども、契約内容につきましては、

システムの利用料として3年間の契約をしてございます。

次に、周知方法でございますけれども、広報やいつの3月1日号におきまして周知してございますけれども、これから4月の稼働に向けまして、LINEでの周知や、市のホームページ内の各手続のページからその電子申請へ移ることができるように準備を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、25番、深田委員。

○深田ゆり子委員 歳出2款1項7目、公共施設予約システム整備事業費556万6,000円です。

1、事業費の内訳。

2、ネットで空き状況を確認でき予約できる公共施設というのはどこか。

3、委託先と委託先の決定する方法。

4、サービス利用料等契約の内容。

5、周知方法を伺います。

○藤原則文デジタル戦略課長 深田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、こちらの事業費の内訳でございますけれども、まずシステム構築のための委託料として418万円、それからシステムの利用料として138万6,000円で、計556万6,000円となっております。

次に、空き状況の確認や予約できる施設につきましてでございますが、こちらはスポーツ施設や公民館、文化施設を予定してございます。

次に、委託先とその決定方法についてでございますけれども、こちらにつきましては、4月以降、プロポーザルによりまして業者を選定していきたいと考えております。

次に、サービス利用料等契約内容でございますけれども、施設の予約枠や予約時間、利用料金など、システムの詳細部分の設計委託などとなる予定でございます。

最後に、周知方法でございますけれども、システムの稼働に合わせまして、広報やいつ、それから市のホームページ、LINE等で周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

先ほど、これからデジタルに関係する予算がすごく増えていくということで、それに対する準備を随時専門家も招致してやっていたらいいんですけども、それに追いつかない市民の方も多いものですから、やはり広報やいつとかホームページだけでなく、それ専門の特別号をつくったらどうかと、広報やいつの臨時号ですか。

この内容を、例えば111の行政手続がこういうのがありますよというのは、やっぱり一定の紙面が必要ですし、その方法とか公共施設の予約システムのことも必要だと思いますので、やっぱりこの小さいスマホの中で見るととても目が疲れますし、年齢が様々ありますので、やはりそういう臨時号というのをぜひ考えていただきたいなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、26番、松島委員。

○松島和久委員 それでは、私は、2款1項12目の予算書の101ページ、102ページのところ、下から2升目なんですけれども、金額で、この4事業、書いてありますけれども、前年度の比較が9,569万6,000円ということであります。この金額増、予算額の増の要因は何かをお聞きいたします。

それで、予算書の説明、予算に関する説明資料は36ページ、37ページ。4項目ありましたので、これも一応見てはおりますけれども、主な要因を伺います。

○藤原則文デジタル戦略課長 松島委員の御質疑にお答えさせていただきます。

こちらの2款1項12目電子計算管理費の主な増額要因についてでございますけれども、まず、個別の予算事業のシステム維持管理費につきましては、財務会計システム及び人事給与・庶務事務システムの再構築と、あと、パソコンの管理、メンテナンス等を行う資産管理ソフトウェアや、インターネットを仮想環境で閲覧するシステムの更新などの経費を計上させていただいております。

次に、情報ネットワーク運営事業費につきましては、老朽化した通信機器を更新する経費や、あと、新庁舎移転に伴い構築したネットワーク機器等の保守料が増額となったことによるものでございます。

次に、社会保障・税番号制度システム維持管理費につきましては、国のマイナポータルで行われた電子申請を庁内の基幹業務系システムへオンラインで接続するための仕組みを構築するための経費や、あと、マイナンバーカードの保険証利用や口座登録等に係るマイナポイント支援に要する経費、こういったものを計上させていただいたことによるものが増額の主な要因でございます。

以上でございます。

○松島和久委員 概要説明の中でもお聞きしてしまして、これは全体に考えていくと、DXの推進ということに関する、いわゆるインフラ整備ということの考え方でよろしいでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 おっしゃるとおりだと思っております。

以上です。

○松島和久委員 このDXの推進というのは、市民にとっては、来年、3年後、5年後、10年後に必ず必要になってくる重要な部分でのインフラ整備というふうに考えますので、積極的な運用をお願いしたいのと、やはりこれは必要な投資でありますので賛成するところでありまして、金額が大きかったものですから、こんなにかかるのかという考え方とともに、これで足りるのかというようなところも考えていくと、これからますます進めていただきたいと思っておりますけれども、効率のいい運営をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、27番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、2款1項12目、システム維持管理費のことです。

金額、当初予算が3億5,550万円と、前年度に比べますと147%程増額になっていまして、1億1,364万3,000円増になりますが、概要説明書のほうにもこういう経費がかかるよというのは書いてありますけれども、前年度から新たに経費が追加されたのか、あるいは、何かほかの要因があるのか、その辺のところをお聞きいたします。

○藤原則文デジタル戦略課長 須崎委員の御質疑にお答えさせていただきます。

初めに、まず、こちらのシステム維持管理費でございますけれども、こちら、前年度、今年度ですけれども、にございました予算事業のうち、グループウェア運営事業費というものを令和4年度につきましてシステム維持管理費のほうに統合させていただいております。

こちらのグループウェア運営事業費の今年度の予算額が5,945万4,000円となっておりまして、そちらを加味いたしまして、令和4年度と令和3年度を比較いたしますと5,418万9,000円、率にいたしまして18%の増となっております。

新たに必要となった経費、主な経費でございますけれども、こちら、先ほどもお答えさせていただいておりますけれども、財務会計システムと、あと人事給与・庶務事務システム、こちらの再構築と、あとパソコン管理、メンテナンスを行う資産管理ソフトウェアと、あとインターネット仮想環境で閲覧するシステムの更新、こちらなどが主なものでございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 グループ運営という形で新たに経費が発生したというんですが、それはどのような内容なのか、ちょっと教えてください。

○藤原則文デジタル戦略課長 グループウェア運営事業費の部分につきましては、庁内でスケジュール管理とか、そういったものをやり取りするソフト等になりますけれども、そちらのもととグループウェア運営事業費を独立させていただいた……。失礼しました。独立していたものをシステム維持管理費のほうにちょっと組み込ませていただいたという形になってございます。

以上でございます。

○須崎 章委員 了解いたしました。

これからいろいろ電子化という形になりますと、やはりシステムの運営であるとか、それから、先日もトヨタグループのほうでも外部のほうからハッカーが来て、そういうこともありますので、ぜひともそういうセキュリティーのほうも注視をしながら運営していただければありがたいなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、28番、安竹委員。

○安竹克好委員 情報ネットワークの運営事業費の予算額の内訳と増額した理由をお伺いします。

○藤原則文デジタル戦略課長 安竹委員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、初めに、こちらの事業の予算額内訳でございますけれども、まず役務費として1,395万2,000円。こちらは、地方自治体を相互に接続する総合行政ネットワーク、いわゆるL G W A Nへの参加に伴う回線使用料や、あと、本庁や消防防災センターと各施設間を接続する行政情報ネットワークの通信回線使用料、インターネット回線使用料などに要する経費でございます。

委託料の2,401万7,000円につきましては、各種通信機器の保守料や静岡県情報セキュリティークラウドの運用に係る保守委託料、それから、消防防災センターのサーバー室に設置してある通信機器の更新などに要する経費でございます。

使用料及び賃借料の322万4,000円につきましては、L G W A Nなどの通信機器の賃貸借に要する経費でございます。

次に、増額の理由でございますけれども、こちらは、今少しお話しさせていただきましたが、老朽化した通信機器の更新する更新経費や、あと、新庁舎移転等に係るネットワーク機器の保守料等が増額となったことが主な理由でございます。

以上でございます。

○安竹克好委員 御答弁いただきました。

全国的にちょっと問題視されているベンダーロックイン的なものは、本市においてどのような今お考えでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 ベンダーロックの問題につきましては、今、それこそ国のほうでシステムの標準化、全国統一的なとか、ガバメントクラウドで統一した構成に持っていこうとしている中で、そういったベンダーロックインの排除、そういった部分も目的として進められておりますので、そういった動向を研究しながら、こちらを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安竹克好委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、29番、内田委員。

○内田修司委員 私のほうから、ちょっと飛びますけど、歳出5款1項1目、移住・就業支援事業費です。

前年度予算に比べて大きく増えている理由について教えてください。

○山下敦史政策企画課長 内田委員の御質疑にお答えいたします。

前年度予算に比べて大きく増えている理由でございますが、移住・就業支援事業費の増加につきましては、地方への移住機運の高まりや、移住家族に18歳未満の子どもがいる場合、1人当たり30万円の加算という制度の拡充、あと移住相談などの状況を勘案いたしまして移住者数の増加を見込んだためであります。

以上です。

○内田修司委員 要は、想定される希望者が増えているということによろしいですか。

○山下敦史政策企画課長 想定している移住者数の増を見込んだためでございます。

予算に関する説明資料のほう、すみません、ちょっと予算額とその内訳、積算のほうに誤りがございました。この場を借りておわび申し上げます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、30番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 私も、その説明のところで、単身赴任の60万円の1世帯、これが合計すると、昨年度のあれになったもので、何でかなというのがちょっと分からなかったんですよ。

今、東京圏内からたくさん移動、東京だけじゃないかもしれませんが、静岡の要望というのはすごく多いとは聞いているんですけど、県外への転出というのも何か増えているという、こういうのもニュースで聞いているんですけど、その中で焼津には増えているという、そういう予想が立っているということなんですか。

○山下敦史政策企画課長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

転出者の増につきましては、大学進学と、あと就職を機に転出する若者が増えているという現状は確かにございます。

ただし、こちらの移住・就業支援事業につきましては、見込んでいる件数が単身世帯で、令和4年度は2世帯、あと家族世帯は4世帯、あとその中に子どもの加算が4人いるという試算でございまして、その転出増、若者の転出増と直接見込みの中で関係しているものではございません。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 すみません。この640万円のこの内訳、昨年度の単身世帯で60万円の1世帯で、2人以上で100万円2世帯というのはあったんですけど、こここのところの予算の内訳をちょっと教えてくださいませんか。

○山下敦史政策企画課長 すみません。予算に関する説明資料の訂正ということですがけれども、単身世帯60万円につきましては2世帯、2人以上の世帯につきまして、100万円が4世帯、その中に18歳未満の子どもが4世帯のうちどこかに4人含まれるという想定で予算を組んでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、31番、石原委員。

○石原孝之委員 7款1項3目、観光広域ブランド化推進事業費に関して、地方創生ですね。お伺いします。

恋人の聖地観光協会に関わる負担金とかと書いてありますが、それは幾らになりますか。

また、その費用対効果の検証をどのように考えているか、伺います。

○山下敦史政策企画課長 石原委員にお答えいたします。

初めに恋人の聖地観光協会の負担金につきましては25万3,000円です。

続きまして、事業の検証につきましては、恋人の聖地プロジェクトで運営しているポータルサイトトクナビの登録旅行者数、市内協力事業者数、拠点件数、あと旅行者の満足度指数といったKPIによって検証しております。

以上です。

○石原孝之委員 25万3,000円と伺いましたが、これは1年での会費というかになりますか、費用になりますか。

○山下敦史政策企画課長 石原委員にお答えいたします。

25万3,000円は年会費でございます。

以上です。

○石原孝之委員 いいです。

○渋谷英彦委員長 分かりました。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、行政経営部所管部分の審査を終わります。

以上で、行政経営部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

では、ここで暫時休憩いたします。1時、再開いたします。

休憩（12：03～12：59）

○渋谷英彦委員長 定刻よりちょっと前ですけれども始めたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

議第1号中、生きがい・交流部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願ひます。

まず、1番、深田ゆり子委員。

○深田ゆり子委員 10款5項1目、市民ギャラリー事業費171万1,000円について3点伺ひます。

1つ、事業費の内訳、2、ふれあいギャラリーはいつまで開館されるか、3、跡地の利活用はどうなっているか。以上、伺ひます。

○山本智美文化振興課長 深田委員の質疑にお答えいたします。

まず、市民ギャラリー事業費、総額171万1,000円の内訳は、需要費として光熱水費や事務用品、消耗品等が41万2,000円、役務費として電話料が4万6,000円、委託料として機械警備業務、来館者対応の窓口業務、消防用設備保守点検業務の委託費が125万3,000円です。

次に、ふれあいギャラリーはいつまで開館するかについてですが、アトレ庁舎2階にギャラリー機能を移転するまで現施設は開館する予定です。改修工事の進捗状況にもよりますが、令和4年度末までを見込んでおります。

次に、跡地の利活用についてですが、公共施設マネジメント検討委員会及び対策本部で利活用についてたゞいま検討をしているところです。

以上になります。

○深田ゆり子委員 ふれあいギャラリーができてから、この後、別のところで検討すると、跡地利用について検討するというんですけど、市民からこういうふうに使ってほしいという要望を課のほうに言っていっていいのでしょうか。それとも、そちらの生きがい・交流部のほうに言ったほうがいいんですか。

○山本智美文化振興課長 跡地利用につきましては、ギャラリーが移転してしまいますと私どもの所管から離れてしまうんですけども、文化方面で使いたいとかということになりますと私たちのほうに御希望を言っていただければよいかと思ひます。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、2番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、10款5項7目、文化会館の設備費についてです。

当初予算1億1,009万3,000円です。前年度より238%増になりますけれども、具体的な事業内容をお伺ひいたします。

○山本智美文化振興課長 須崎委員の質疑にお答えいたします。

まず、予算の増加の内容につきましては、使用料及び賃借料として大ホールの舞台照明を調光する操作卓のリース料が422万9,000円、工事請負費として大ホール舞台機構の

改修工事費が1億252万円となり増加となります。この舞台機構改修工事の内容ですが、舞台上の幕や照明器具等をつっている駆動装置やモーターなどの電機装置及びワイヤーなどを取り替えるものです。この改修の実施によりまして令和5年1月中旬から3月上旬の期間、大ホールの貸出しは中止となります。

以上です。

○須崎 章委員 ホールの貸出しが中止になりますけれども、小ホールのほうは別に影響はないのでしょうか。

○山本智美文化振興課長 大ホールは貸出し中止となりますが、それ以外の施設は貸し出すこととなります。騒音を伴う工事も発生しますので、原則、休館日に騒音が伴う工事は行うようにしまして、他の施設の利用に影響が出ないようにいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、3番、河合委員。

○河合一也委員 私からは、10款5項8目、花沢地区伝統的建造物群保存対策事業費1,977万1,000円について、1、経費の内訳をお伺いします。2、経費のうち毎年1件、2件のときもあるのかもしれませんが、修景修理の助成費が計上されるが、来年度、予算組みされている建造物修理助成の1件の内容と過去の実績を幾つか教えてください。

○山本智美文化振興課長 河合委員にお答えいたします。

花沢地区の伝統的建造物群保存対策事業費において内訳ですけれども、伝統的建築物の修理に対する補助金1,200万円と危険木の伐採事業に対する補助金426万2,000円、それから、地区内の歴史的環境の整備を行うための委託料が20万円、石垣の補強案を検討するための測量調査委託料が268万4,000円、伝統的建造物群保存地区保存審議会等を開催、運営する経費が57万円、全国協議会等への参加経費が5万5,000円で、合計1,977万1,000円となります。

次に、今年度の建築物の修理助成1件につきまして、こちらは街道沿いに建つ伝統的建築物の附属屋について歴史的景観の保存を図るために対象事業の8割を補助するものです。

過去の実績としましては、平成27年度の事業開始から街道沿いの伝統的建築物を中心として修理が8件、それから、歴史的景観に合わせた建物の新築などの修景が2件、石造物の修理が1件の計11件について補助事業を実施しました。

以上です。

○河合一也委員 ありがとうございます。

補助率、そこに書いてありますけれども、その事業費の4割が国で、市で事業費の4割とありますが、昨年のを見ますと3割に両方ともなっていましたけれども、補助率が変わったということがあるのでしょうか。

○山本智美文化振興課長 補助率は基本的に変更はしておりません。伝統的建造物群で8割、上限が1,200万円、それ以外の建物等につきましては6割で、上限800万円としております。

○河合一也委員 昨年の予算の説明のところに3割とあったのは間違いだったということでしょうか。

○山本智美文化振興課長 今年度の予算ですけれども、非伝統的建造物ということになり

ますので、6割助成になります。その半分という形で。

○河合一也委員 分かりました。ありがとうございました。

あと、もう一つ、石垣調査、補強案のためということではあるんですけども、いつまでこの調査が続きそうなんでしょうか。今年度もやっていましたよね。いつからいつまで。

○山本智美文化振興課長 石垣調査につきましては、令和3年度、今年度は石垣表面の変調を確認するための3D調査を実施しております。令和4年度は石垣の内部状況を確認するために地中レーダー探査を実施し、補強案を検討していく予定です。この補強案を検討して、それからまた補強について実施をしていくという形になります。

以上です。

○河合一也委員 令和5年度ぐらいから補強が始まると。補強事業が始まりという理解でよろしいですか。

○山本智美文化振興課長 希望としましては補強を実施していきたいと思っておりますが、予算とか補助の関係の話になるかと思えます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、4番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、私のほうからは、10款6項1目、市民トリム事業費でございます。

トリム大会、ここ2年は中止されていますけれども、11月に高草山の周辺、あの辺のハイキング等をやっていた、あのやつと同じことをやるのかなという感じなんですけれども、今年は取りあえずトリム大会、具体的にいつ何を行うのか、決まっていたら教えてください。

○松永年史スポーツ課長 岡田委員にお答えいたします。

まず、トリムですが、運動、休養、健康をバランスよく維持、増進していくことをいいますが、本市の市民トリム大会につきましては、主に運動することを目的に、例年、高草山及び満観峰をメイン会場といたしましてハイキングを行っているところでございます。令和4年度につきましても、同様に10月23日の日曜日に実施する予定としております。

以上です。

○岡田光正委員 分かりました。本年度はそういう形で行うということでございますね。

いわゆる市民の運動することを目的にということになりますけれども、従来、健康福祉部の関係のいわゆる健康に即するような運動ということと、いろんな意味で色分けが難しいところがあったかと思えます。トリム活動というと、どうしても健康福祉のほうから先に頭が来る市民の方が多いのかなという感じがして、それと同時に、せっかく生きがい・交流部さんが手がけておりますので、例えば花沢の里、あの辺を一緒に回る、それを兼ねた運動をやるとか、そういったものも含めた中へ巻き込んでいくような、そんな形でやっていってもいいのかなというような感じもしますし、この辺をもう一度といいますか、今年は今としてまた今後研究をしていただけたらありがたいなと思ひまして、こんな質疑をしてみました。

○渋谷英彦委員長 では、5番、安竹委員。

○安竹克好委員 焼津体育館整備事業費の具体的内容をお伺いします。そして、積算根拠もお伺いいたします。

○松永年史スポーツ課長 安竹委員にお答えいたします。

焼津体育館再整備事業の内容とその積算根拠というお尋ねでございますが、まず、事業発注の際に必要な建設予定地の平面図、こちらを測量を兼ねて作成するため、これに741万2,000円、また、既存施設の解体の際必要となる環境調査をするために279万4,000円、その他先進事例等の調査に係る経費といたしまして54万8,000円で、総額1,075万4,000円となります。

以上です。

○安竹克好委員 着実に前に進んでいるなど感じております。平面図も完成されて期待も高まるばかりであります。武道協議会からもぜひ新焼津体育館には武道館の機能も兼ねた立派なものが建てられると期待を込めて質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長 では、6番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同僚委員の質疑とダブリますので、2番と3番だけ伺います。

先進事例というのはどこを調査に行きますか。現在の進捗状況はどういうふうになっていますか。伺います。

○松永年史スポーツ課長 深田委員にお答えいたします。

まず、先進事例の調査先でございますが、現時点ではまだ具体的に決めておりませんが、焼津体育館と同規模程度の体育館を再築する予定、または既に着手している自治体への調査を予定したいと考えております。

次に、進捗状況についてですが、現在、事業手法の検討を行っておりますが、建設予定地に含まれております2つの広場につきまして、広場としての機能を今後どのように活かしていくか、あるいは再編するかというようなことを併せて検討しているところでございまして、その方向性によって新たな施設の配置計画と再整備事業の方向性が定まってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

先進地の視察についてはまた同規模とかをどのような、同じような自治体、準備しているところへ行かれるということなので、また状況が、具体的なことが分かったらまたその時点でお伺いしたいと思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

進捗状況なんですけれども、今、手法と2つの広場の再編のこともございました。地域の方々から、今、どうなっているだえと、状況が全然分からないということもありますので、やはり地域の皆さんに近況とか準備状況をお伝えしていただきたいと思っておりますが、それについてどうですか。

○松永年史スポーツ課長 まず、焼津体育館再整備事業そのものが公共施設マネジメントの一環として行っておりまして、その検討の内容ですとか、進捗につきましては、こちらで個別施設再編プランということでホームページ上のほうで公表しておりますので、こちらをまた御参考に見ていただければというふうに思います。

地元の方々、特に周辺の自治会さんとか、その辺の方々につきましては、個別にまた機会を設けて状況を説明したいというふうに思います。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、10款6項4目、総合体育館維持管理費6,372万8,000円についてです。

1つとして、総合体育館のエントランス特定天井改修工事の内容をお伺いいたします。

2点目として、改修工事時期及び期間をお伺いいたします。

○松永年史スポーツ課長 須崎委員にお答えいたします。

まず、特定天井ですが、地震などの振動や衝撃によりまして落下するおそれがあるつり天井のことをいいますが、総合体育館エントランスはこのつり天井のため、市の公共建築物耐震対策事業計画に基づき改修工事を実施しようとするものでございます。

改修工事の時期につきましては、6月下旬から着手し、工期として12月までの約6か月間を予定しているところでございます。

以上です。

○須崎 章委員 6月から12月までとなりますと、やはり利用者も大分多い時期になるのかなと思うんですけども、工事期間中、利用者には特に影響ないような工事になるのでしょうか。どうですか。

○松永年史スポーツ課長 まず、工事の際はエントランス全体に足場を設置することになりますけれども、いわゆる安全通路というものを設けまして、職員事務所をはじめといたしまして、メインアリーナやサブアリーナへの安全通行を確保する予定でありまして、基本的には休館しないという形で考えております。どうしても工程によりまして通行を止める必要がある場合も想定されておりますので、そういった際には出入口自体をメインアリーナの正面玄関口に変更するとか、そういったようなことで安全を第一にということを利用しての影響を最小限にとどめるよう調整していきたいというふうに考えております。

○須崎 章委員 ちょうど夏の期間になると体育館のほうの利用者も大勢いると思います。そして、メインアリーナから出入りを考えているというふうに今お答えがありましたので、その辺のところも十分利用者には配慮したような工事をしていただきたいなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、生きがい・交流部所管部分の審査を終わります。

以上で、生きがい・交流部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで、当局が入れ替わりますので、集まり次第再開したいと思います。

休憩（13：19～13：22）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号中、教育委員会事務局所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次御発言願います。

1番、深田委員。

○深田ゆり子委員 それでは、歳出3款2項1目、放課後児童クラブ運営事業費（コロナ克服経済対策）885万6,000円について、4点伺います。

1、事業費の内訳、2、対象施設数は補正予算と変わらず26クラブ中20クラブであるかどうか、3、処遇改善を辞退する施設のその理由、4、処遇改善されない支援員等への市独自の支援はどうか。

以上伺います。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 深田委員にお答えします。

まず、事業費の内訳と対象施設数についてであります。支援員等の令和4年4月から9月までの賃金改善に係る経費として885万6,000円、市内全26クラブを予算措置上の対象としております。

次に、処遇改善を辞退する理由ということですが、現時点で処遇改善の実施を予定しているクラブが24クラブとなっております。残りの2クラブについては、運営主体の性質上、今回の処遇改善臨時特例事業の対象とならないということで未実施の予定となっております。

また、当初予算におきましては市独自の支援の予定はございませんが、現在市から県に対して国への再確認と、併せて事業の対象としていただけるように要望をしているところでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。じゃ、ぜひ事業の対象となるように、引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、2番、松島委員。

○松島和久委員 それでは、私は、歳出10款1項3目、学校教育指導事務費であります。

この中で、参考説明資料の148ページ、149ページの最上段にこの事務費が入っております。事業説明の中の7番、PTA活動事業に対する補助金というのが含まれているのですが、これに関してはどのような活動を想定して補助金としているのか伺います。

○池田純也学校教育課長 松島委員の御質疑にお答えします。

PTA活動事業は、1点目として、市内PTA組織の相互の連携を図りPTA組織の充実を図る事業、2点目としまして、PTA会員の教養の向上、体力増進等に係る学習活動事業、3点目としまして、児童・生徒の健全な成長を目的とする事業、これらの事業を想定して補助を計画しております。

以上です。

○松島和久委員 今伺いしまして、そういった事業に対する補助ということで、事業に対する経費の3分の1以内で12万円を限度にということ。それで、今言われた項目の中に当てはまるものであれば、これから来年ということになるので、具体的にはないですね。申請があつてからという形でありましたね。分かりました。

こここのところ、コロナ禍の影響がありましてPTA活動が非常に困難で、なかなか人も集まれない、ましてや学校に行くこともはばかられてしまうというような状況の中で、

特にPTAの役員さんたちは非常に活動に対して苦心しながらやっているという状況があります。そういった中でも、こういう補助金をうまく使いながら、できることを応援してあげるような形、逆にこちらから積極的にやっていただければどうかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、3番、深田委員。

○深田ゆり子委員 歳出10款1項3目、就学支援事業費1,416万7,000円について伺ひます。2つです。事業費のこの内訳を伺ひます。2つ目は、巡回相談ということですが、その内容とか状況を伺ひます。

○池田純也学校教育課長 深田委員の御質疑にお答えします。

事業費の内訳については、巡回相談員3人と巡回相談員補助員の報酬及び旅費等が1,358万9,000円、焼津市特別支援教育専門家チーム会議に出席いただひている大学教授や医師への謝礼が9万円、就学支援相談判定検査に係る備品・消耗品費等が48万8,000円であります。

次に、巡回相談の状況につきましては、公認心理士、臨床発達心理士、特別支援教育士等の資格を持った巡回相談員3名が、学校及び保護者からの要請を受け、学校生活や家庭生活での対応の仕方や特別支援学級への入級等の相談に応じております。令和3年度の受付件数が323件で、年度中に対応する件数は262件であり、来年度に実施するケースが生じております。例年、特別支援学級入級審査対象者に向けた就学支援が7月頃から始まりますが、その頃になりますと申込者が増加する傾向にあり、1か月から3か月ほどお待ちいただくことがあります。特別支援学級入級審査までには検査等を実施できるように対応しております。また、緊急性が高いケースについては予定を調整して対応しております。

以上です。

○深田ゆり子委員 ある保護者さんから、この巡回相談をすごく頼りにしているし期待している、その方も、すごく混んでいるらしいよということで1か月以上待たなきゃいけないということで、その間にもすごく不安な学校生活を子どもさんが送って親が不安になるということもあるものですから、大学教授とか、お医者さんとか、公認心理士とか、専門の資格を持った方の特別チームというのを焼津市が持って、それを実施しているということはすばらしいことだと思いますので、ぜひ充実していただひて、なるべく、1か月から3か月とか待たないように対応を、巡回相談をしていただけると、本当に保護者の方々が助かるし安心を伝えることができますので、ぜひまた充実をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、4番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、歳出10款1項3目、小中学校教育ICT環境整備事業費についてです。

1点目は、端末及びネットワークの運用保守に要する経費の内訳は何か、2点目は電子黒板及び実物投影機のリースに要する経費の内訳は何か、お伺ひをいたします。

○増田洋一教育総務課長 須崎委員にお答えします。

初めに、端末及びネットワークの運用保守に要する経費の内訳であります。保守点検委託料としまして、端末の保守が580万8,000円、ネットワーク機器の保守が435万6,000円であります。また、使用料及び賃借料としまして、今年度は9月補正で予算を計上させていただきましたクラウド型フィルタリングライセンスの使用料が361万6,000円、そして、令和2年度の11月補正で計上させていただきました児童・生徒の端末を管理するための授業支援ソフト、こちらのライセンス使用料が913万円となっております。

次に、電子黒板及び実物投影機のリースに要する経費の内訳であります。小学校が285教室分で2,138万4,000円、中学校が149教室分で1,244万9,000円あります。

以上でございます。

○須崎 章委員 やはりこれからデジタル教育ということになると、いろいろな経費がかかるなというふうに感じました。これからも子どもたちが勉強しやすい環境をつくるためには、頑張っていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、5番、内田委員。

○内田修司委員 同じ事業費ですが、観点を変えて質疑させていただきます。

1番目として、前年度予算と比べて大きく増えている、この事業費として増えているんですけど、その増えている理由について教えてください。

2番目として、運用保守の費用だということなのですが、この運用保守に係る金額については、最初の導入時の契約に金額は含まれて決まっているということでしょうか。

○増田洋一教育総務課長 内田委員にお答えします。

前年度予算と比べて大きく増えている理由であります。令和3年度の当初予算では、小・中学校の電子黒板と実物投影機のリース料のみ計上しておりました。令和4年度の当初予算では、GIGAスクール構想関連でこれまで補正予算で計上をさせていただきましたクラウド型フィルタリングライセンスの使用料ですとか授業支援ソフトのライセンス使用料、また、新規で端末やネットワーク機器の保守に係る委託料を計上させていただきましたことによるものでございます。

次に、運用保守に係る金額は導入時の契約に含まれているかということですが、端末、ネットワークともに導入後1年間は導入業者の保証によりまして無償対応となっておりますけれども、2年目以降につきましては毎年度有償による保守契約を締結する必要があります。

以上でございます。

○内田修司委員 そうすると、実際の運用保守に係る費用というのは、毎年度随意契約でやるということですか。

○増田洋一教育総務課長 基本的には導入業者との随意契約になると思いますが、令和4年度が実際に保守契約の1年目になるものですから、当初の契約に2年目以降のものが含まれているわけではなくて、改めて契約を結ぶ形になります。

以上でございます。

○内田修司委員 新しい機器が入って、それに対する運用保守ということなので、金額の多寡も含めて、内容も含めて、よくよく精査されたほうがいいかなと思います。実際問

題どの程度かかって妥当なのかって非常に難しいものだと思いますけれども、よく内容を検討してやっていただければと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、6番、内田委員。

○内田修司委員 ICT教育推進事業費についてです。これは新たに本年度予算として計上されている154万9,000円ですが、この具体的な事業費の内容についてお伺いいたします。

○池田純也学校教育課長 内田委員の御質疑にお答えします。

2020年4月に著作権法が改正され、オンライン授業や対面授業で使用する資料を児童・生徒のクロームブックに送信したり、資料をクラウド上のサーバーを経由したりする場合に著作権者の許諾が必要になったことによる著作権の使用に係るもので、著作権料が発生するたびに許諾を申請する業務を省くため、事業目的公衆送信補償金制度を活用し支払うものであります。

○渋谷英彦委員長 では、7番、須崎委員。

○須崎 章委員 私からは、歳出10款1項3目、ICT教育推進事業費（コロナ克服経済対策）のものです。

概要説明書のほうにはコンサルタント業務の委託費というふうに書いてありますので、その内容をお伺いいたします。

○池田純也学校教育課長 須崎委員の御質疑にお答えします。

委託業務内容については、今年度末に策定する教育ICT利活用推進計画に基づき、教育委員会が施策を立案し各校に実施を働きかけます。その後、コンサルティングによる指導・助言を受け、施策の改善を行う予定です。また、来年度後期にはこれまでの活用状況等を調査し、明らかになった課題に基づき利活用推進計画の改善について提言を受けるとなります。また、情報セキュリティーコンサルティングについては、焼津市セキュリティーポリシーの改定に向けて課題の検討と改善案の提案を受ける予定です。

以上です。

○須崎 章委員 各学校のほうへもということですので、その辺のところは非常にタイトな量になるのかなというふうに思います。これを実施することによって、効果的なものを期待するのは何かありますか。

○池田純也学校教育課長 この委託業務によってどんな効果が望めるかということですが、児童・生徒が学習の課題の解決に向けて端末等を活用して情報を集める力、情報活用能力の向上が期待できると考えております。

○渋谷英彦委員長 では、8番、内田委員。

○内田修司委員 同じところなのですが、委託だということを書かれていたので、質疑内容としては委託金額の算定根拠及び委託先の選定方法、それと、実際には委託された後、後というか、この委託が妥当だったかどうかということを含めた事業の評価をどのようにするのかをお伺いいたします。

○池田純也学校教育課長 内田委員の御質疑にお答えします。

委託金額の算定根拠は、委託業者の見積金額によるものであります。委託先の選定方

法につきましては、2021年度にプロポーザルによって選定した委託業者との随意契約を計画しております。委託後の事業評価につきましては、利活用推進計画の実施により児童・生徒の利活用の場面が増え、情報活用能力の向上についての評価を行う予定であります。

- 内田修司委員 結局、内部でやるよりは委託に任せて、専門的な知識の下で検討いただいて、それをまたフィードバックするということができないかなと思うのですが、くれぐれも委託先に丸投げでというようなことのないように、十分利活用いただければいいかなと思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、9番、安竹委員。

- 安竹克好委員 地域部活動事業費332万5,000円、コーディネーターの人件費と明記されておる経費と書かれておりますが、内訳をお伺いいたします。

- 池田純也学校教育課長 安竹委員の御質疑にお答えします。

この事業でありますけれども、県の補助事業である休日の部活動の段階的な地域移行補助金が180万円で、その内訳は、コーディネーター等への報償金が144万円、旅費が8万円、消耗品費等が28万円です。それと、国の補助事業であります合理的で効率的な部活動の推進補助金が150万円で、その内訳は、コーディネーター等への報償費が138万8,000円、旅費が6万1,000円、消耗品費等が5万1,000円となります。

以上です。

- 安竹克好委員 今のだと県の180万円と国の150万円、これはどちらかを利用するということがよろしいでしょうか。

- 池田純也学校教育課長 今、国への補助と県への補助、2つを申請しているところであります。採択されたところでその事業を執行していくということで、不採択の場合には執行できないという状況になります。

- 安竹克好委員 了解いたしました。

この新規事業に関しましては先日的一般質問でも少し出ておりました、何となく分かってきたんですけど、これはコーディネーターさんの費用を経費とこの当初予算では含まれておまして、ただ、現場で携わる指導員の方とかの保険料だとか、いろんなものに対してはその場所その場所での御父兄による負担で運営されるということが一般質問でも行っておりましたが、新事業ですので、今年度やって、いろんなところはまた改善点も見つかると思うのですよね。そのときはまた、現場で指導される方とかそういう方たちの費用を、御父兄の負担ではなく、もしこちらのほうの当初予算とかで入れられるようだったりとか、そういうこともまた検討していただいて、いい方向に持っていたきたいものですから。

以上です。終わります。

- 渋谷英彦委員長 では、10番、川島委員。

- 川島 要委員 私からは、不登校児童等適応指導費2,197万1,000円について伺います。

まず、前年度よりも300万円ほど増額になっています。その内容について伺います。

それから適応指導教室、2か所で行っていただいておりますけれども、残念ながらそこにも通えないお子さんもいらっしゃると思いますが、そういった方たちへの対応のお

考えを伺います。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 川島委員にお答えします。

初めに、予算残枠の内容についてであります。適応指導教室の指導員を5名から6名に1名増員すること等に伴う人件費の増として227万6,000円、大井川の適応指導教室、大井川チャレンジのパソコン入替えとネット環境の整備に伴う経費としまして87万5,000円、そのほか旅費等事務的経費で3万4,000円、計318万5,000円の増となっております。

次に、適応指導教室にも通えない児童・生徒への対応についてであります。学校の先生や家庭・子ども支援課の指導主事が定期的に家庭訪問をし、面談などを行うようにしております。不登校はその要因・背景が複雑・多様でありますので、面談におきましてはそれぞれの児童・生徒、保護者の悩み、状況に応じ個々に寄り添った指導を行っております。その中で本人の希望や考えを尊重した上で、適応指導教室はもとより、家庭・子ども支援課の訪問型学習支援や民間のフリースクールなど、そのお子さんにとって最も合っていると思われる支援につながるよう取り組んでおります。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

まず、適応指導教室の指導員が1名増えるということであります。これはやはり今全国的に不登校児童・生徒が非常に増えているという流れの中で、本市としても増加傾向にあるということでの増員ということでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 委員御指摘のとおり、全国的にも不登校児童・生徒は増えております。

それから、大井川チャレンジの通級者数が現在27名、それから、焼津チャレンジのほうは33名、それで、焼津チャレンジのほうも今現在3名で行っておりますけれども、大井川チャレンジのほうも人数が焼津チャレンジとほぼ同じぐらいになってきたということで、どちらも3名ということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

今33名と27名という数字を出していただきました。これは、ここ数年の動きからするとどれくらいの増え方なのでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 今年度、現在で今33名と27名、合わせて60名ということでございますけれども、昨年度末は54名、一昨年度末は42名という状況でした。

以上です。

○川島 要委員 本当に今、説明ありましたように、非常に原因が複雑多岐にわたっております。どれをどうすればいいかという解決策もなかなか見当たらないような、そういう状況もございまして、今、現状の60名という方は、不登校児童・生徒の皆さん全体のうちの割合的にはどれくらいを占めているのでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 現在の不登校児童・生徒ということでカウントされているお子さんは市全域で304名です。その304名のうち60名が今適応のほうに通っているというような状況です。

以上です。

○川島 要委員 ありがとうございます。

適応指導教室は基本的に学校に戻っていかせるための様々な教育をしていただいていると思うのですが、残念ながら中学生の方がそういう状態で卒業する年齢を迎えるといった場合に、卒業してしまえば一応管轄がまた変わってしまいますよね。そういったときのフォローというのは、もう次の担当部署に移管されるということでしょうか。

○服部正宏家庭・子ども支援課長 高校年代になりますと、やはりこちらの家庭・子ども支援課のほうからの直接的な支援は終了していきますけれども、青少年教育相談センターというところでも教育相談ということを受けております。そういったところにも退職校長とかを配置しておりますので、何かあったらそちらのほうに御相談をと。また、適応指導教室のほうも何かあったら来てねというような形で、寄り添った対応をしている状況があります。

以上です。

○川島 要委員 非常に市としてはそういった対応を手厚く、様々な状況を考えてやっていただいているかと思うのですが、やはり社会全体を見ると、どうしても不登校だった子どもたちが成長していく過程の中で、家庭にひきこもりになったり、またニートになってしまったということで、今も社会的な問題となっている8050問題というところにつながっていくということが非常に危惧されます。こうすればいいという問題が見えない、対策がなかなか取りづらい問題ではありますけれども、そういう中で、たまたま今、お隣の藤枝市では、本市と同じように子ども家庭課ということで、子どもの不登校の問題とか様々な対応をしている部署があるんですけれども、新年度から子ども若者支援課に改名をするという発表がありました。これはゼロ歳から39歳までの子どもや若者に対して、不登校やひきこもりなどの課題に切れ目なく支援していく体制づくりを目指していくという発表がありました。すばらしいなと拝見をいたしました。本市もぜひこういうお隣の対応を参考にさせていただいて、また様々な対応ができるような体制を検討していただければと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、11番、内田委員。

○内田修司委員 本件ですが、ヒアリングで内容を理解したので結構です。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、秋山委員。

○秋山博子委員 それでは、10款5項6目、焼津図書館図書資料購入費、それから、次の大井川図書館図書資料購入費、これはどちらも内容は同じなので1つにさせていただいて、それぞれ予算額が出ておりますけれども、多文化共生に対応した選書は行われるのか伺います。

○堀内千穂図書課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

焼津図書館、大井川図書館の多文化共生に対応した選書は行われるのかについてですが、外国語表記によります書籍を含む多文化共生に関する書籍につきましては年間の購入計画に含めております。両館とも同様な計画に含まれております。

回答は以上になります。

○秋山博子委員 昨年の議会のときに、図書館の多文化サービスということでそちらとい

ろいろお話しさせていただきました。そのときに御答弁いただいた中に、今後は英語を資料だけでなく、それ以外の言語についてのもも整えていくような方向だということをお願いしたかと思えますけれども、その辺り、反映されているのでしょうか。

- 堀内千穂図書課長 外国語の書籍なのですけれども、日本語の書籍とは違いまして、出版状況に大分入手が左右されることがございまして、現時点での詳細は未定でございすけれども、今後またよい本があれば入れていくように検討したいと思っています。

参考までに、今年度はこれまでに両館合わせまして55点、多言語の本を購入しております。

以上です。

- 秋山博子委員 図書館の多文化サービスに積極的な図書館等の情報を見ますと、例えば図書の割合、選書の割合で、外国人住民、その住民数の割合等を反映させているやり方で購入を決めているというところもあるようですし、あと、じゃ、いい資料があるかどうかというところについては、やはり当事者に聞かなければということで、そういうふうに当事者の声を聞きながら選書に当たっているというところもあるようなのです。なので、今その辺り、選書はチームがあると思うのですけれども、そういった時代に合わせた図書館サービスということを意識されているといいなと思うのですが、その辺りなののでしょうか。

- 堀内千穂図書課長 小学校でも英語教育が始まっておりますし、委員のおっしゃるとおり市内にもたくさん外国人がいらっしゃいます。それで、日本人の子どもさんたちももちろん英語、それ以外の言語にも興味を持っているということで、いろんな出版社、今までになかったような出版ルートも当たりまして、また図書館にふさわしい本を幅広く選書していけるように、今計画を進めているところでございます。

以上です。

- 秋山博子委員 それで、図書館の可能性というのはすごくあるなというふうに私も思っているのですが、その辺りでぜひ進めさせていただきたいと思うのですが、先日は教育長のほうから、やはり母語を育てるといいますか、それを獲得するということがアイデンティティのベースになる、それが日本語の教育にもいい影響になるという、獲得にもいい影響を与えるというようなことで、家では母語で話してくださいねということをお母さんたちにお伝えもしているというようなことだったので、選書だけでなく、図書館全体の取組として、そういった母語でのやり取りの機会を増やすようなイベントなども、ぜひ展開していただきたいと思います。また、その選書が、この金額のうち、その割合がどうであったかというのもぜひ報告していただけるとありがたいです。どうですか、報告等。

- 堀内千穂図書課長 令和4年度、新年度にまた、今申し上げたとおり、いろんな流通経路とか調整とかを考えまして、また入ったものを報告できる機会があればよろしいかと思っています。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、教育委員会事務局所管部分の審査を終わります。

以上で、教育委員会事務局所管部分の議案の審査は終わりました。
当局の皆さん、御苦労さまでした。
ここで暫時休憩いたします。2時10分、再開いたします。

休憩（14：00～14：08）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号中、防災部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次、御発言願います。

ナンバー1の質疑について、須崎委員からお願いします。

○須崎 章委員 私からは、歳入16款2項8目、地震・津波対策等減災交付金についてです。

1つとして、地域津波対策等の計画的な実施を支援する事業は何なのか、2つ目として、前年度より増額しているが新たな事業があるのか、お伺いをいたします。

○川村剛之防災計画課長 須崎委員にお答えいたします。

まず、交付金の対象となる地震津波対策事業についてであります。防災備蓄資機材整備事業や自主防災組織育成事業など19の事業があります。具体的には防災部所管の消防団施設整備費、また自主防災組織育成事業補助金、資機材整備事業補助金などがあります。その他、生きがい交流部所管の総合体育館維持管理費、建設部所管の緊急輸送路落橋防止工事、健康福祉部所管の災害用救急医療資機材の更新が主なものでございます。

次に、新規事業についてであります。来年度は消防団施設整備について、消防団第15分団詰所の移転に伴う実施設計及び建設工事や、令和2年に建設しました大井川港防災広場の避難場所を舗装する飯淵地区高台広場舗装工事が主なもので、全てで6事業が新規事業となっております。

以上でございます。

○須崎 章委員 19の事業があるということで、1つは自主防災会への資機材とかその辺の事業もあるよということで、毎年自主防のほうからもいろいろな資機材等の支援をしてほしいというような要望もあると思うのですけれども、費用的に増えているとか、その辺の傾向はあるのでしょうか、どうでしょうか。

○川村剛之防災計画課長 資機材につきましてはもう何年も、かなり長い期間やっております。今年度、各自主防災会の規模によって補助金の限度額も変えてあります。現在では500世帯以下であれば限度額を10万円、そういう形で段階的に踏んでおりますが、資機材につきましては、最近では簡易テントとか消火器、それから発電機等、希望する自主防災会の要請があれば全て網羅しております。

以上でございます。

○須崎 章委員 やはり近年災害等が増えておりますので、自主防もそういう資機材等の充実というのが必要かなと思いますので、できる限りのことは実施していただければと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、松島委員。

○松島和久委員 それでは、私は、歳出9款1項2目、消防団加入促進支援事業費にしまして質疑させていただきます。

前年度の予算額ゼロに対して、今年497万円と予算が組まれております。これはどのような方法で加入促進を行うのか、事業内容に関して伺います。

○石川雅章地域防災課長 松島委員にお答えいたします。

消防団加入促進支援事業費につきましては、女性や若者を対象とした消防団への加入促進に要する啓発経費などをお願いするものでございます。主な事業内容でございますが、やいづ親善大使2名の協力をいただきまして、若者・女性目線のPR誌の4万部の発行や団員勧誘ポスター2,000部の作成に要する経費のほか、需用費としまして新入団員の活動服の被服費や消耗品として計上しております。

以上でございます。

○松島和久委員 消防団の新規加入ということは、私も地元の団とか、あるいは自治会のほうと相談を受けて一生懸命今までやってきたところなのですが、なかなか入ってくる方が少ないという中で、非常に苦戦していた状況がございました。そういった中で、新たなこういう形ができるということで、事業の説明の中でもお聞きしていたのですが、あらゆる手を使ってということでは、新しいチャレンジをしていただくというのは非常に大事なことだなと思います。いい結果が出るように期待もしております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、青島委員。

○青島悦世委員 私からは、歳出9款1項4目、津波対策施設維持管理事業費、この中で言われている津波避難施設に係る修繕料などの維持管理費、例えばどのような修繕が必要になっているのか。それで、幾つかのその施設はあるわけですから、ほかにもどういったことが考えられるか、どういった点検が必要なことを探して常にやっているかということをお聞きします。

○川村剛之防災計画課長 青島委員にお答えいたします。

津波避難施設に係る維持管理費につきましては、来年度は津波避難救命艇を岸壁や漂流物等から船体を守る緩衝材の修繕に係る経費39万3,000円を見込んでおり、増額となっております。その他、津波避難タワーや高台広場の緊急修繕に要する経費や津波避難施設の草刈り業務委託と津波避難タワーの清掃手数料です。また、津波避難施設につきましては、年3回、職員による点検を実施していきまして、そのために今後も必要に応じて対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○青島悦世委員 ただいまの中で、緩衝材というのはどういった内容になってくるのか。それと、実際の修繕というほうについてはもう少し詳しく言っていただけますか。

○川村剛之防災計画課長 緩衝材につきましては、救命艇の周りにありますスチロールと申しますか、船があつて、その周りに緩衝材でクッションになるような、それが今劣化していきまして、それを入れ替えるという修繕になります。

それから、主な修繕内容なのですが、主に避難タワーにつきましては鳥のふんがかなり出ていきまして、それをいつも、点検で回っているときにふんが多いとそこを清掃する

という修繕といたしますか、手数料、それがかかります。あとはLEDの交換ですとか、あと、先ほども申しあげました草刈り、あとさび止めによる塗装とか、そういったものが修繕に入ってまいります。

以上でございます。

○青島悦世委員 今の鳥のふんとか、そういった除去というのは、いざというときに皆さんが来る、当然必要なことだろうと思いますけど、今話の中でLEDの交換と言いましたが、LEDの耐用年数というのはどのぐらいもっていて、とすると、これから順次そういった計画がずっと出てくるということが考えられるんですけど、できた順番もありますけど、その辺は計画的に入っているという解釈でいいですか。

○川村剛之防災計画課長 LEDを含めてですが、今、津波避難タワーにつきましては建設時から10年経過しておりまして、LEDにつきましては何かの不具合があつて故障していると思います。多分10年以上はもつLEDだと思うのですが、何らかの衝撃とか、いたずらとかかは分かりませんが、あつて、つかなかつたのを交換したということになります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、防災部所管部分の審査を終わります。

以上で、防災部所管分の議案の審査は終了いたしました。

当局の皆さんも御苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の審査は終了いたしました。

本日の予算決算審査特別委員会を散会いたします。委員の皆様、御苦労さまでした。

閉会（14：18）